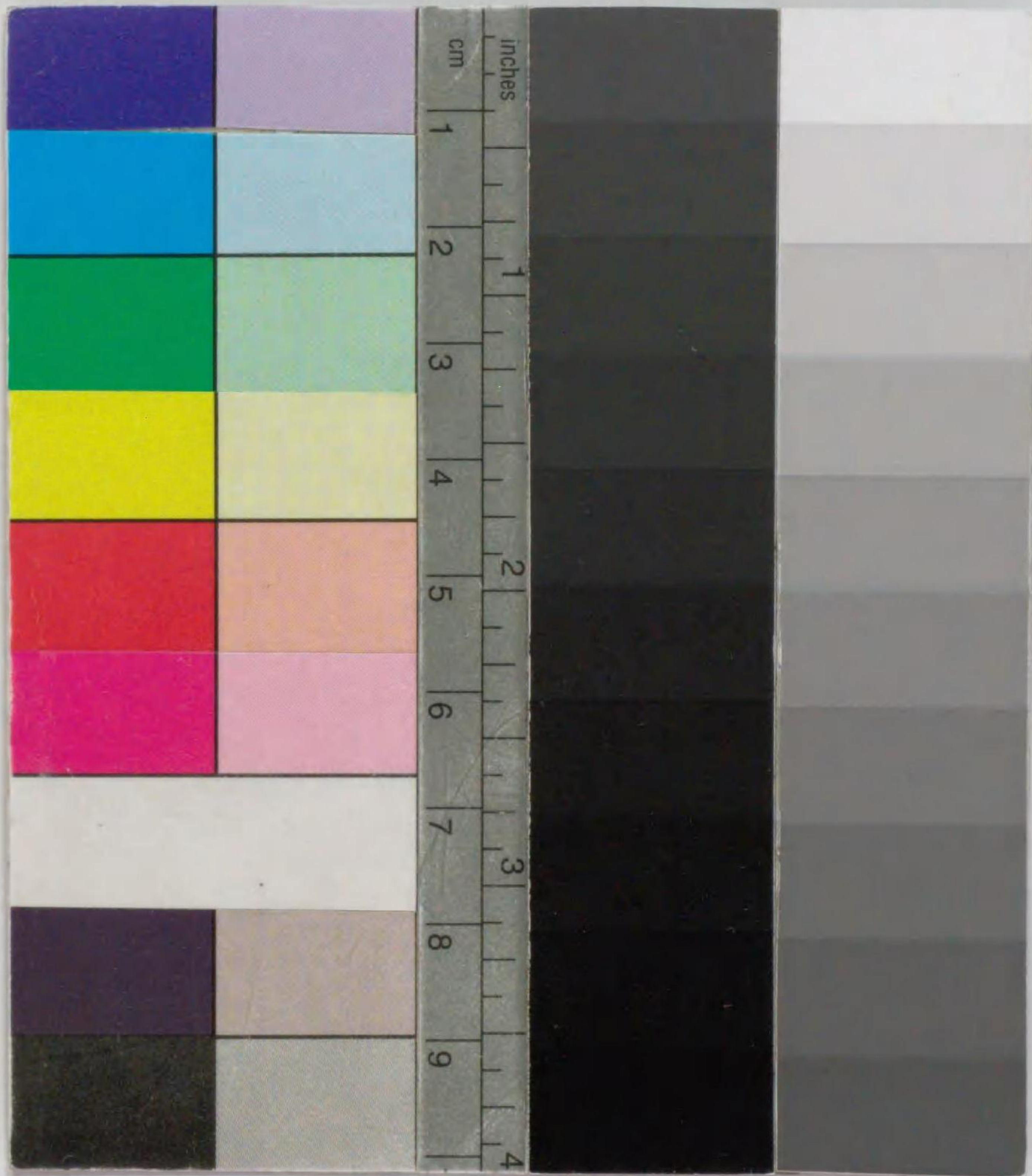


583  
4

583-44



1200501523314

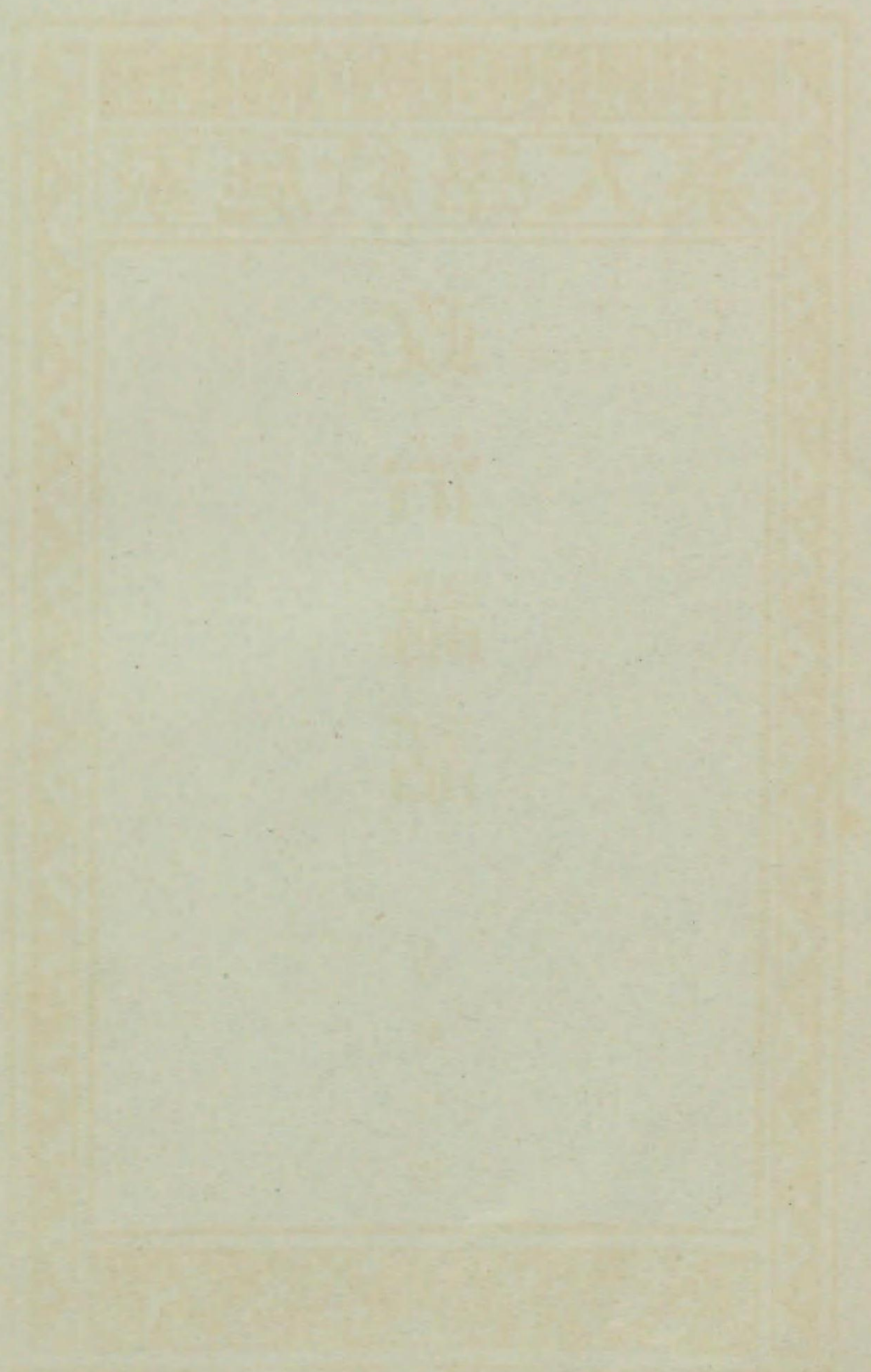
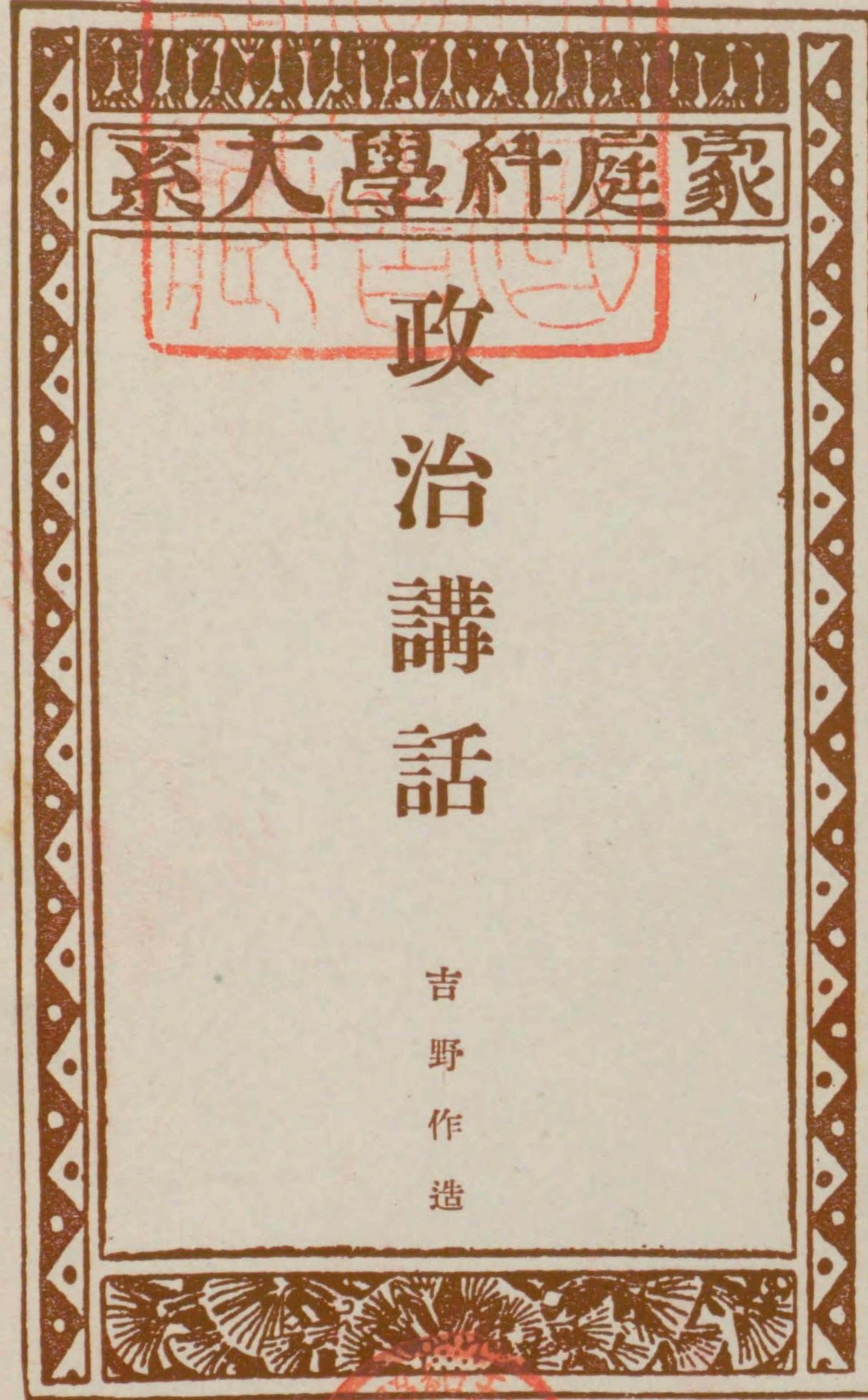




239



583  
44





ト83-44

### 緒言

【一】醫學に臨床講義あり法學に判例研究あると同様の意味で、政治の學問に「政論」が顧みられねばならぬ筈と考へる。不幸にして從來の「政論」は概して俗政治家の出鱈目の漫談であるか又は我田引水の僻説であるを常とし、時としてたゞの宣傳であり廣告に過ぎぬものもあつた。「政治」そのものが發達せなかつたことの當然の結果でもあらうが、一つには慥に政治學者の怠慢の所爲とも云へる。從來の俗惡なる政論が被つた不信用の聲に怖れていつまでも逡巡すべきでないと覺悟をさめて、私は不肖を顧みず十數年來筆を實際政治の評論に染めて居る。成績の香しか



らざるは力の足らざる所として已むを得ないが、ひそかに期する所は政治の學問に於ける臨床講義の開設に在つたのだ。茲に採録する「政治講話」は斯うした私の努力の一端に外ならない。從て「政治講話」は概ね舊稿の輯録であるが、唯時々の問題に對する突發的偶感の類でないことだけは敢て言明するを憚らない。否、時事問題の評論を通して私の學問上の見地は相當に強く描き出されて居ると自信する。只其の價值如何に至ては一に大方讀者の叱正に待つの外はない。

本大系も會員諸兄姉の涙ぐましき御聲援の裡に愈々完結近くなりました。就ては、本會顧問吉野博士の擔當「政治講話」は該博なる蘊蓄を傾け夙に御執筆中の處、不幸御健康を損ぜられ到底これが完結までには御脱稿の運びに至り難く遺憾此上無き次第、依て特に乞ふて博士が世に發表せられし稿本から茲に轉載の止む無きに至りし事を御斷申上げます。

目次

最近政治批判

一、山本内閣より清浦内閣へ

最近の政論に現れた二三の謬想

山本内閣の失脚並に政治的責任の歸趨……一。 政争に皇室を引援するの非……八。 政争道徳化の必要……一一。 普通選舉に對する誤解……一七。 政界の情弊並に其の刷新……一〇。

護憲運動批判

序言……二五。 解散後の騒然たる物情……二八。 宮中府中をみだるとの説……三二。



清浦子爵の薄志弱行……三四。 我國政争の通弊……三七。 下院に基礎を有せざる特權  
内閣……四一。 選舉民に對する希望……四七。

清浦内閣と總選舉……………四九

二、總選舉に於ける諸問題……………五三

官吏の立候補……………五三

選舉廓清運動……………五九

選舉取締方針……………六〇

選舉投票の豫約……………六五

普選と教育……………七〇

軍人の立候補……………七七

理想選舉……………七八

現職官吏の立候補に就て……………八〇

選舉に於ける良心の自由……………八三

選舉民覺醒の効果……………八五

ローマ字投票の有効無効……………八七

最後の決意……………九〇

三、清浦内閣より加藤内閣へ……………九三

憲政常道の要求……………九三

護憲派を警む……………九七

分水嶺上に立てる護憲三派……………一〇一

賣國民的陰謀を排す……………一〇七

大權干犯論……………一一二

四、加藤内閣成る……………一一七

新内閣に對する期待……………一一七



樞密院と貴族院	一二二
預金部の鮮銀融資	一二六
滿鐵機密費の恠聞	一二七
選舉法の改正	一二九
宇垣陸相の軍縮に就て	一三一
朝鮮の問題附追記二項	一三四
軍事教育の爲に悲しむ	一四二
農村振興策	一四七
政論解決の主役は誰か	一五〇
第二次加藤内閣の出現	一五六
近き將來に於ける解散の有無	一六一
樞密院に對する期待と希望	一六六

## 貴族院改革問題

勞働組合法制定の最大難關	一七一
地方長官公選論	一七五
所謂地方分權論に就て	一八二
議會に於ける三黨の懸引	一八六

貴族院改革問題の起因	一九一
------------	-----

序言……一九一。 改革論の院内に起れる理由……一九二。 議員の質の低下並に其原因……一九七。 改革論の實現難……二〇五。 貴族院改革に關する輿論並に私見……二〇七。

貴族院改革問題の核心	二一五
貴族院改革問題概觀	二二〇



上院權限縮小問題……二二〇。 上院組織改正問題……二二五。 其他の改革要求……二二二  
九。 改革私案……二三一。 具體案の有無……二三六。

貴族院政黨化の可否……

貴族院政黨化は免れず……二三九。 貴族院政黨化を忌む傳統的迷信……二三九。 貴族院  
政黨化は差支なし……二四三。 貴族院議員の特殊の使命……二四四。

普選問題

普通選舉制度の理論……

選舉制度の理想……二四八。 普通選舉制の根據に關する謬見……二五三。

新有權者に對する希望……

普選の實施に伴ふ有權者の激増……二五八。 新有權者に對する希望……二六〇。 結論

……二六三。

普選の實施と國民的監視の必要……

普選の斷行は如何に今後の政局を打開するか……二六五。 普選の斷行を政界革新の第一關  
門と稱する所以……二六八。 普選の實施をして有終の美を濟さしむる方策……二七三。  
政黨と政府との何の方面に國民的監視を必要とするか……二七五。 普選に對する現政府の  
誠意如何……二七七。

普通選舉と婦人參政權……

選舉權發達史上より觀たる婦人の地位……二八一。 婦人參政權否認論の根據……二八四。  
婦人參政權尙早論……二九一。 結論……二九七。

普通選舉の實施と日本政界の分布……

普選が實施されたとして……二九八。 議會の新空氣は直に施政の上に實現するか……三〇  
一。 我國政權の基本中樞……三〇四。 基本中樞をめぐる多少の變動……三〇八。 最近の  
政情……三一七。 今後の政界の發展に一番重大の影響を與ふるもの……三二一。 普選の



實施に對する期待……三二三。

普選と政治教育……

……三二六

政治教育を標榜する團體の簇出……三二六。

新有權者に對する三様の態度……三二八。

普選に伴て必要とせらるる「政治教育」の意義……三三二。

所謂政治教育論者と吾人の立場

との相違……三三五。

如何にして政治教育の効果を擧ぐべきか……三四〇。

追記Ⅱ 小學校級長選舉問題……三四七。

## 最近政治批判



一、山本内閣より清浦内閣へ

最近の政論に現れた二三の謬想

山本内閣の失脚並に政治的責任の歸趨



政界昨今の紛糾はいふまでもなく山本内閣の失脚から始まる。抑もこの山本内閣の失脚なるものが、我々の政治的常識から観て頗る諒解に苦しむところのものである。凡そ政治上の責任といふものは、純粹に政治上の出來事のみ就て負ふべきもので、そしてその爲めに職を退かねばならぬと云ふのは、然せずして



は同じ謬りを復た繰返す惧れのある場合に限るべきである。山本内閣はかういふ事情で辭職したのでないことは讀者の既に御承知の通りである。

山本内閣の失脚を促した事件は、成程大變な事柄に相違ない。閣臣全部が恐懼措く所を知らずして骸骨を闕下に乞ふたのは誠に左もあるべきことだ。併し之は閣臣の主觀的の氣持を付度しての話で、冷靜な理論からすれば、あの場合決して職を辭すべきではなかつたと思ふ。否、寧ろ進んで更に奮勵一番物情の沈靜に努力すべき筈であつた。然るに何事ぞ、閣臣の辭し去るを傍觀するばかりでなく、外部から内閣に對つて辭職の當然なるを強めるものさへあらんとは。事件の異常重大なるに眩惑して政治責任の糺し方を間違つてはいけぬ。

一千八百七十八年、時の獨逸皇帝ウイリヤム一世が月を重ねて二度狙撃されたことがある。當時世論は決して大宰相の責任を問はなかつた。辭職どころか、ビスマルクは得たり賢しと邁進して社會黨鎮壓法案を通過せしめたではない

か。今日我が國に於て文字通りこれを眞似られては甚だ困るが、何れにしても斯の異常の時運に當面して山本内閣の存在を許し難しとする理由は毫末もない。寧ろ彼等閣臣が恐懼措くところを知らざる底の誠意を利用して、更に國事に大奮發するやう巧みに之を轉せしむべきではなかつたらうか。

改めて言ふ。あゝした大事件は山本内閣があつたが爲に起つたのではない。

山本内閣が在職して居なかつたなら起らなかつたと云ふのでもない。然らば山本内閣の辭職は全く無意義ではないか。閣臣連が畏れ多いとて身を退かうと決心した氣持には同情する。併し我々國民としては寧ろ「それで銘々の心持は濟まうが、後の責任をどうする」と詰問すべきではなかつたか。我々は却て辭職して行く山本内閣を無責任の至りだとさへ考ふる。然るに世上一人の之を責むるものなく、却て辭職を當然とするに一致するの觀あるは、我々の甚だ了解に苦しむところである。この機會に於て私は我國に行はるゝ變な責任論に一言觸



れておき度いと思ふ。

前にも述べた通り、政治的責任の糺弾並にその結果としての辭職の要求は、何處までも、同じ謬りを二度繰り返させないと云ふ點に主眼を置かなければならぬ。然るにかういふ意味の本當の責任は、比較的看過されるか又はそらくしく誤魔化されて、却て何でもないと矢笠しく責任論を振り廻すことが流る様に思ふ。先年の西原借款問題のやうな場合又は先達ての大杉事件のやうな場合にこそ、同じ謬りを繰り返させまい爲めに、大に責任を當局に問ふべきであつたと思ふが、之等は結局は有耶無耶に終つた。そして當局その人の思想行動と何等の關係なき偶然の出來事、例へば部下に山憲のやうな惡黨が出たと云つた様な事で責任を問はうとする。數へ立てれば際限もないが、兎に角、責任の糺し方のまるで見當の外れた事例の多々あるは、讀者に於ても認めらるゝところであらう。

尤も私はかうした謬見の行はるゝについては一面之を諒とすべき理由を認めぬではない。それは我々の先輩の頭には、封建時代の舊い責任觀念がまだ可なり濃厚にこびり附いてあると思ふからである。封建時代に在つては、所謂民は由らしむべく知らしむべからずで、民間の一切の行動は悉く上の指示するところによらなければならず、従つて上長は民衆に對しては行政上の命令者たるのみならず又道德上の模範でなければならなかつた。そこで民に一人の不逞あれば、それは當然上長の教へ方がわるいからだと云ふ理窟になる。だから、例へば領内に百姓一揆でも起ると、領主は必ず平素の教へ方がわるいからと叱責を蒙つたものだ。甚しきになると、政道宜しきを得ざれば天の怒りが現はれて風雨時に違ひ天變地異を以て報いらるるといふ理窟から、地震が起つた、凶作が續いたといふやうな出來事にまで政治的責任を問はれた時代もある。斯かる昔流の責任論が今も猶先輩の頭のどこかに潜んで、何か不都合な事が起ると上の心懸け



が悪いと責任論の鋒先を向ける。今日の時世となつては、一人の不逞を生ずるはもとより大臣の責任ではない。強ひて間接の責任者を求むるなら社會全體だと答へねばなるまい。政治的責任の歸趨は、責任を糺すべき事實と糺さるゝ人との間に、必然的の人格關係のあることを前提とする。今度の出來事のやうな場合は、昔は成程責任を糺すべき事例に屬すること論を待たないが、今日は必ずしもさうでない。況んや彼の山憲の如き場合に於てをや。而して斯かる謬つた責任論は前述でも明な如く常に二重に過誤を重ねる。一つは無用不當に責任論を振り廻すことであり、又一つは當然これを振り廻すべき場合に振り廻さずに済ますことである。後者の場合はことに政界の弊害を誘致することが多い。

も一つ看過することの出來ないのは責任論の濫用だ。といふのは、責任論を振り廻すべき場合でないこと知りつゝ、内閣倒壞の目的を達する爲に故意に之を利用することである。今度のやうな異常な出來事は、内閣にケチをつけるには

絶好の機會だ。民心も度を超えて昂奮して居つたから。けれども、政治家としてはかゝる際には極度の冷靜を以て居り、これを政治的責任の一動因となすが如き妄想に對しては共同に防衛すべき筈であつたと思ふ。蓋し責任の歸趨を明白にするは、憲政の發達を期する上にこれより大切な事はないからである。然るに山本内閣の存續を不利とする政黨政派は、之を好機として其の倒壞の目的を達すべく狂奔したことはなかつたらうか。假令今度の事件に關しては斯の如きことなかりしとするも、同じ様な責任論の濫用が由來我國政界の一流行であることだけは、多言を要せずして明であらう。

尤もこれに就てもその由つて來るところを考ふれば一面にこれを諒とすべき點もある。即ち我が國の憲政が、他の諸國に見るが如く、民衆の良心に訴へその自由判斷に基く嚮背に依つて勝敗の數が定まると云ふのではなく、恰度昔の戰爭の様に、腕や金の力で無理やりに敵を壓倒し、一旦勝てばあらゆる權力を一



手に收めて益々強きを加へ、負けた方はどんなに焦つてももう浮び上り得ないと云ふことになるから、そこで反対派としては、何でもいゝ、隙があつたらそれに乗じて強敵を窮地に陥入れやう、と苦肉の策を講ずることになる。即ち敵を苦しむるためには全く手段を擇ばぬのである。斯くすることの外に自家の目的を達する途が全然塞がれてゐるのだから致方が無いと云ふわけだ。だから私は常に思ふ、我國に於て責任論の常に濫用さるゝは、一つには亦我が立憲制が畸形的に發達してゐるの一結果に外ならないと。

### 政争に皇室を引援するの非

此際更に一言して置きたい事は、今日の政争が動もすれば皇室論や國體論を引き合に出すといふ憎むべき流行である。山本内閣の辭職でも清浦内閣の攻撃でも皆之に關連せしめて居る。其外何か面白くないことがあると相手方をすぐ

不敬呼ばはりし又は國賊など、罵倒する。成る程不敬の事實や反逆的行動や是我國に於て斷じて許し難い。併し其れは不敬なり反逆的行爲なりが事實在つたと決つた上のことだ。夫れも判然しないうちに、輕々に自家の偏見を楯として相手方を國賊呼ばはりするのは、之れこそ強いて國民を區別し無理に階級的反感を挑發することになりはせぬか。苟くも生を日本にうけた以上、誰しも皇室を尊崇し又國家の隆盛を思はぬはない筈だ。假令奇矯の言を弄するものありと聞いても、一應はその言分に耳傾けて然る後に是非の判斷を下すべきではないか。我國古來の武士道の精神から云つても、我々はモ少し寛容の精神に富まなくてはならぬ筈だと思ふ。

私はよく辨慶の芝居を見て感ずる。新作「安宅の關」に依ると、富樫左衛門は辨慶の孤忠に感激して義經主従を助けてやる。今日の言葉でいへば、義經主従は頼朝政府に取つては天地容れざる國賊だ。而して富樫は此等逆賊を逮捕すべ



き特別任務を有する行政官ではないか。然るに彼はこの重大なる行政上の義務を故らに無視して悔みない。悔みないどころか、彼は逃げ行く主従の跡を見送りて愁然として述懐する。假令一時の過とはいへ、あれ程の忠臣を繩目にかけてしたのは申譯ない、此罪實に天地神明の所罰に値する、弓矢八幡赦させ給へと云つてゐるではないか。大正時代には権限を超えて大杉某を殺した憲兵大尉がある。當年の富樫は國賊逮捕の行政責任を我から捨て、却つて一寸でも國命に忠ならんとしたことを道徳上の罪惡だとさへ悔みて居る。是れ畢竟彼が國命以上に武士道の精神を尊しとなし之に無限の感激を覺えたからではないか。不幸にして彼と辨慶主従は敵と味方と其の立場を異にしたが、共に武士道の擁護者たるの一點に共同の地歩を見出したるが故に、自ら寛容の精神の油然として湧いて來たのであらう。斯くてこそ始めて統一した大和魂なるものも出来るのだ。片言隻語を捉へ輕々しく相手方を不敬呼ばはりするが如き偏狹は、大和魂のどこ

の隅にも存在を許してはならぬ。

### 政爭道德化の必要

私はさきに我國に於ける責任論濫用の一原因は憲政の畸型的發達といふことに在ると云つた。之を他の言葉でいへば、我國の政爭が今日猶未だ十分に道德化して居ないと云ふことに在る。此事に就て更に少しく清讀を煩したい。

世間でよく斯んなことをいふ人がある。徒らに政爭に没頭するは忌むべきことだと。斯くて舉國一致の政治など、提唱する人もあるが、國政に關する意見はもと人に依て千差萬別だから、之を機械的に歸一せしむるは不可能であり、無理に之をやれば却て弊害が起る。私の考では、政爭は必しもわるくはない、否大に争ふが却て國策を健實ならしむる所以である。而して世人が政爭の激烈を憂ふるは、實は争其物を憂ふるに非ずして、争のやり方に就てではあるまいか。



換言すれば、正々堂々と争ふのなら何等弊害がないのみならず、却つて其間から社會の進歩をも生むのである。所が不幸にして我國の政争は今日正々堂々と行はれて居ない。陰險なる醜手段が取られるのが常だ。爲に政争が烈しければ烈しき丈け社會の徳風は紊さるゝ。そこで識者は心配するのであると思ふ。故に之に對する方策は、政争をやめることでなくて、政争の不正に行はるゝことを阻止するに在る。否、政争を堂々たる君子の争たらしむる様導くことでなければならぬと思ふのである。

所が、政争といふものは不幸にして古來絶えず非道德的な方法で行はれて來た。是れ蓋し一旦政争に勝つて險要の地を占むれば、勝者は其の地位を利用して益々強くなり、相手方は如何にしても之を覆へず能はず、遂に陰險なる手段に出づるの己むなきに至るからである。今政争解決の方法を歴史的に見ると、最も原始的な方法は暗殺であつた。中大兄皇子が藤原鎌足と結托して蘇我入鹿

を殺した如きは其の最も著しきものである。次は戦争だ。源平の戦は正に其の適例である。斯くて政治そのものは本來生民の利福に關する最も貴き仕事であるのに、こゝに使命を感じて經綸を行はんと起てば、己むなく暗殺とか戦争とか其自身非道德的な手段を執らねばならぬことになる。永い間には政治とはかうした筈のものと諦めてしまつた腕力主義者も多かつたが、併し心ある者にとつて、斯かる矛盾は決して其の良心の堪へ得る所でなかつた。政治家としての這般の矛盾と又道德的感情の要求との間に板挿みとなり、懊惱の結果遂に出家遁世に由つて一條の行く途を求めたものに陣屋の熊谷がある。くだゞしき例證は略するが、この政治と道德との矛盾は、實に數百千年の永きに互つて心ある爲政家を大に悩ましたものであつた。せまじきものは宮仕へとの言葉は實に一時的の放言とばかり観ることは出来なかつたのである。

然るにこの道德と政治との矛盾は、立憲政治に依て始めて解決の端緒を得た。



そはどういふ譯かといふに、政争は立憲制下に於ても固より依然として行はるゝのだが、只戰場が違つて来る。豊臣と徳川とは關ヶ原で天下を争つた。今日政治家の天下を争ふ機會は總選舉であつて、而してその舞臺は即ち選舉民の良心である。昔は關ヶ原で互に腕力を競うたが、今日は國民の良心に各候補者が自己の人格と政見を披瀝して訴へる。その國民の良心が自由に判斷して多數の可とするものが即ち勝つのであるから、勝負を決する鍵はもはや腕力ではない、多數國民の良心を納得させる丈の徳と智とでなければならぬ。茲に於て始めて正しいものが勝つと云ふ最も平明な原則が制規として立つて行くことになる。是れが實に立憲政治の社會文運の進歩に貢獻する最も大なる特徴である。

凡そ社會の事物は、何事にまれ、正しいものが勝つといふのであれば平和に治まる。學校の子供でも、有力者の子だから上の方に席をきめるなど、先生が手加減しやうものなら、子供ながら承知しない。現代社會の各種の不安も、實

は皆社會の酬ゆる所が各人の本當の力(精神的並に肉體的)に適切に相應してゐない所から起るのが常だ。貴族は貴族なるが故に威張るといへば平民は承知しない。女は女なるが故に引ッ込んで居ろといふのでは、自覺した婦人は己むなく男子に反抗する。皮相的に之等の現象を觀て心配する人もあるが、私共はこゝに社會秩序の道德的改造の要求が働いて居るのを見て、我國の進歩發達の上に密かに喜んで居る。但し夫れには識者の陰に陽に之を指導誘掖するあるを待つべきは言を待たなす。

さて翻つて、我國の立憲政治が右述ぶる様の理想通りに行はれてゐるかといふに、残念ながらさうではない。成程憲政は形の上では立派に出來て居る。併し乍ら政争は決して正々堂々とは行はれては居らぬのである。何故かといへば、總選舉に於ける勝負の本當の決は、國民の良心の自由なる判斷でなくて、官憲の干渉、政黨幹部の誘惑、各候補者の腐敗手段等であるからである。之等は餘り



に明白な事實であるから詳しく説くまでもなからう。そこで我國の政界では、どんな宜い事をしても必ず勝つときまらない。一旦勝つた者は、其地位を利用して更に社會腐敗の助長を敢てすると、却て永く勝者としての地位を續けることが出来る。だから反對黨としては、この強堅抜く可らざる相手方を倒す爲には、手段を擇ばぬといふことになる。嘗に夫れのみではない。どうせ勝てないのだといふ所から、少數黨は動もすれば自暴自棄の態度に出づる。かの毎年の議會に見る紛擾の如きも其の原因は要するにこゝに在るのだ。斯かる弊風は我々どうしても之を黙過することが出来ぬ。

之を要するに、立憲政治なるものは、本來の理想から云へば、古來の難關たりし政治對道德の矛盾を解決するもので、詰り出来る丈け良いことをする者が勝つといふ仕組であるのに、我國では之を悪用し、出来る丈け悪いことをする者でなければ勝てぬといふ仕組に逆轉せしめて仕舞つた。之では折角憲政を布いた

甲斐はない。其上之に由て公德の日に々頽廢せしめられて行くのには我々はどうしても堪へられない。是れ我々の政界廓清の叫びを以て讀者に訴へて止まざる所以である。

#### 普通選舉に對する誤解

然らば之等政界の情弊を救うには如何すればいゝか。第一には國民の奮起を要するのだが、制度としては選舉取締規則の改正を要し又區制の改正をも必要とする、が、何よりも重要なのは普選の即行だ。普通選舉の本來の理想は、實は政界廓清の爲に之を施すといふのではない。其の本來の根據は全然別にあるのだが、其の附隨の副産物として、選舉界廓清の大効あるは亦決して看過し難い。之等の點は之れまでいろゝの人から説かれ又讀者に於ても熟知せらるゝ所と思ふから略する。



只茲に一つ誤解を釋いて置きたいのは、普選と教育との關係に就てある。普選になると選舉民の數は激増するが、之等多數の人の教育の程度は選舉權を使用するに堪へるだらうかと疑ふ人がある。斯くて教育年限を延長してから普選を實行せよの、又國民教育の課程中にもつと法政上の智識を入れよと、主張する者もある。併し之等の人に對して私は明にことわつて置きたい。第一に今日政界を混亂せしめて居る最も主なる責任者は、選舉民でなくて政客其人だ。第二に教育年限を二年ばかり増し又法政上の事柄を少しばかり教へたとて、選舉界の一轉して理想的に行はるゝ見込は斷じてないと。私の見る所では選舉權の行使と教育との關係に付ての世上の通説は、餘りに淺薄であり全然肯綮に中つて居ないと思はるゝ。

寧ろ私は今日の我國民教育の程度は選舉權行使には十分だと考へて居る。選舉權の行使には凡そどれ位の教育程度が必要か。之に就て多くの人は間違つた

考を有つて居るのではあるまいか。即ち多くの人は、選舉權は即ち參政權で、政治に與るのだから、色々政治上の智識も無ければならぬ筈と速斷するやうだ。成る程政治上の智識はあるに越したことはない。併し乍ら各種の政治問題に通曉するといふことは實は代議士にすら望めない。我國には大臣にすら此點の怪しげな人は少くはない。高等の智識を要らないと云ふのでないが、之がなくとも選舉權を行使するには差支ないと私は考ふるのである。即ち選舉權者としては、始め何も知らなくとも、平素の經歷行動に基き現に争つて居る候補者の孰れが信賴するに足る人格かを判斷し、又選舉の際に於ける政見發表の演説でもき、孰れが最も時代の要求に適切なるやを測定し得れば十分だ。積極的に獨自の見識が無くとも可い。消極的に人の言に聽き又平素の爲人の鑑識に大なる過誤なければいゝ。之れ丈が備れば選良を擧ぐるに資格は十分だ。而してこの位の程度には今日の日本國民は皆達して居るではないか。故に若し教育の程度を



論據とするなら今日の我國に普選即行を躊躇すべき理由は毫末もない。

### 政界の情弊並に其の刷新

概してこれを言ふに、我が國には兎角くだらないことに力瘤を入れることが流行る。護憲運動の如きは、このわるい癖の最も著しい現はれた。本當に骨身を碎くべき實質問題は他に幾つもある。これを等閑に附して枝葉の小問題に盲進するやうな連中では、假令彼等の目的たる倒閣が成功しても、その後を彼等に譲つて安心出来るかどうか危ぶまれる。今日の政界に吾人の最も切望するは鋭い屁理窟ではない、安心して我等の運命を託し得る大きな人格だ。

以上の問題に關連して、政黨分野の激變についても論ずべき問題があるが、餘り長くなるから他日に譲る。ただ茲に何うしても一言するを禁じ能はざるは、分裂後の舊政友會同志が敵味方に分れて悪口雜言の交換をしてゐるといふ現象

である。政治は高尚な仕事だ。これに與かる政治家に對して國民が高尚な人格の把持者たるを期待するは云ふまでもない。紳士の集りに於て、意見が相違したからとて罵詈譏を交換せねばならぬ理窟は何處にあるか。意見は變り得る。意見が變つても、人格の根底に相通ずる所があつて初めて争ひは堂々たる君子の争ひになる。君子の争ひたり得ない程の敵味方なら、初め一緒になつて居たのが抑もの間違だ。事を共にすべからざるものが今まで怪しまれずに長く席を同うしたと云ふ事實は、利に依つて繋がつてゐたといふ非難があたらないとすれば、甚しき不明の譏を免れぬ。強ひて不明でないといふなら、彼等自身の人格が初めから成つてゐないといはれても仕方があるまい。

私は前に我が國の政界には何處を見ても安心して我々の運命を託し得るやうな大政黨がないことを述べた。大政黨とは必ずしも黨員の多寡を以ていふのではない。そこになると流石に英國は見上げたものだ。先達ての選舉の結果政黨



分野に著しき變動を見るや、或は實現することあるべき労働黨政府に疑惧して一時政界は大に動搖したのであつた。成る程労働黨年來の立場から推論すれば、労働黨内閣の出現によつて起るべき英國政界の變動は或は革命的であるかも知れぬ。凡そ革命的變動は終局の結果の善惡如何に拘らず、少くとも一時社會に大なる創痍を與ふることはいふまでもない。それ丈けに不安動搖は頗る大なるものあるわけだが、併しいよいよ労働黨に天下を託せねばならぬ運命が定まると、人心は頓に安定を見た。一見甚だ怪しむべくして而も實は不思議でもなんでもない。即ち過激な政綱を澤山掲げてゐる労働黨でも、その何處かに世上一般の安心を繋ぎ得る何物かが存在するので、そこで何人が天下を取つても、結局に於て悲しむべき動搖は起らないで済むと安心することになる。此の邊我々は大に學ぶべきものがあると思ふ。

英國のやうな事は俄にこれを我國に期待し難いが、唯一つこゝに我々の考へ

ねばならぬことは、直に斯の如くなる能はずとするも、少くとも斯の如き傾向に向はしむるために、我々に置かれた一つの重要な仕事があるといふことである。それは他の機會に於ても屢々述べた通り、今日順當な進行を妨げられてゐる憲政の常道をば平坦にするといふことである。即ち政黨勢力の大小は、買収其他の腐敗手段に依つて定まらず、例へば憲政會にしろ、政友會にしろ、その各々の勢力は、民衆の良心の本當の自由判断に基いて得られたと云ふ風に立て直す事である。斯くすれば、政黨の勢力を認め、その言ふところを其儘受け容れて毫もさしつかへない事になる。蓋し民衆は一人一人に就て言へば欺き得る。大衆は到底勝手に籠絡し得るものではない。此處に矢張り民の聲は神の聲なりと云ふ諺の眞理が現はれて居る。そこで憲政の理想が順當に發展して行けるやうな健全な状態になつたとすれば、多數の贊同を得た黨派なら、假令自分の立場と大に違つてゐるとしても、先づ安心して自身の運命を託してもいゝといふこと



になる。敵から取つて代られては自分達の地位がどうなるかわからないと狼狽うろたへるやうなのは、もと／＼自分の地位が正しく築き上げられたのではなく、且つ又新たに代るべき相手方の地位も正しく築き上げられてゐるのではないといふことを意味するので、何れにしても憲政當然の發達が歪められてゐる結果に他ならない。英國政界の堂々たる進展に比し、我々は我國政界の前途を想ひ聊か望洋の歎なきを得ないのである。

(十三の二)

### 護憲運動批判

#### 序 言

昨今總選舉の日が迫るに連れて、定めし讀者は種々の運動員乃至候補者から、いろ／＼の注文を受けて居られることと思ふ。従つてまた其の取捨選擇に迷はるゝこともあらうかと思ふが、私は假りに此等の事に付て讀者から相談を受けたいものと假定し、私の觀る所に基いて一片の御忠言を呈したいと思ふのである。之に付ては昨今政界の問題になつて居る護憲運動なるものを批判せねばならぬ。是れ本題をかゝげて讀者の清讀を煩さんとする所以である。

今度の總選舉で争點となつて居る題目は、言ふまでもなく、清浦内閣を認む



べきや否やに在る。而して清浦内閣成立の根據に非立憲的分子の伏在するは争ひ難き事實だから、所謂憲政擁護を旗じるしとして其の倒壊を主張するは、表向き正しい立場だと謂はねばならぬ。併し乍ら之を倒せば我が政界は直に健全な常態に復するだらうか。之が實に問題だ。私の觀る所では我が國の政界には幾多の病根がある。其一を去つても直に健康體に復するを必しない。そこで問題は、どうせ當分病的變態が続くものなら、甲乙二病根のうち孰れを姑く忍ぶべしとするかを決めやうと云ふことになる。そこで私は、表面掲ぐる所の旗幟の何であれ、今日の政黨政派はどつちが勝つても社會民人の利福には餘り係はりが無い、種々の行掛りがあつて彼等の孰れからも俄に立派な政治を期待し難いから、今度の選舉に當つても、しばらく甲乙兩派のいづれを援くるといふを差控へ、孰れの所屬でもない、兎に角人物本位で選擇を決したらどうかと考へるのである。今日の様な變態的な政界に在ては、少しでも立派な人物を出すこと

が、實に政黨をきよめ、結局又漸を以て政界を常態に恢復せしむる所以だと思ふからである。斯くて選舉民に對する忠言としての私の結論はかうだ。第一に今日紛々たる運動員などのうるさい勸誘には耳を傾け給ふな。第二に之を聽いてゐる違がある位なら晝寢でもした方がよゐだ、晝寢が勿體ないといふなら、セッセと家業に精出したがよい。第三に愈々何人を選出すべきやは、選舉の當日になつて投票所にゆく三十分も前にゆつくり考へて十分だ。早くから決めない方が寧ろいゝと。

要するに總選舉だからとて俄に馬鹿騒ぎをするのは不必要のことだ。本當の憲政の要求する所は、選舉だからとて少しも騒がず、國民が平常と變らず各々其業にいそむといふことである。怠惰な學生が試験の時に俄勉強をする様なのでは困る。尤も頼まれて「運動」を商賣にする人は別だ。之等は共同賣出しの樂隊のやうなものだ。樂隊に連れて市民諸君までが一所に浮かれ出す必要はな



い。所が一所に騒ぐ人が案外に多い。丸で氣狂ひの沙汰だ。憲政の道德的重みは決して騒々しい所からは生れない。冷靜であればある程、選舉民の政界に對する威力は増すものである。

以上結論を先に述べて仕舞つたが、之より少しくこの結論に達する議論の道筋を辿つて見やうと思ふ。

#### 解散後の騷然たる物情

護憲運動者流の言ひ分に就き、第一に論評を要するのは、清浦内閣の解散斷行のことである。抑も今次の議會はどの道解散にならうとは誰しも豫想して居つた所だが、あゝ云ふ状態の下に之が斷行さるべしとは恐らく何人も豫期しなかつたことであらう。夫れ丈今度の解散は世上物論の種となる資格はある。何れにしても議場の時ならぬ騷擾の爲め内閣諸公が過度に狼狽したと云ふ非難は

到底免れない。元來解散は議員に對する懲罰ではない。相手方の態度が氣にくはぬとて輕々に濫用されては堪つたものでない。彼我の確信がどうしても一致しないとき最後の決を民論に取るといふが解散の政治的根據だとすれば、自分も論辯し相手方にも十二分の發言の機會を與へた上でなければ之を斷行すべきでない。此點から觀て今度の解散は、多くの人の云ふ通り、非立憲の甚しきものたるは疑を容れないのである。

さればと云つて、一部の人の云ふ様に、清浦内閣はもとゞり議會に解散を命ずる政治的資格を缺くものだとするのは、飛んでもない間違だ。清浦内閣を貴族院内閣と云ふの正しさや否やは姑く別問題として、假りに然りとするも、其の據つて以て立つ所の貴族院に解散と云ふことがないからとて、衆議院に解散を命ずるを避くべきだといふ議論は出て來ない。下院に何の根據も有たない内閣が新に選舉の勝敗を争ふは無意義ではないかと云ふ説もあるが之もまた間違



だ。いづれにしても清浦内閣に解散斷行權を拒む理由は少しもない。政治上の見地から解散を避けよと忠告するは可いが、斷じて解散權を恃むべからずと迫るのは、大なる誤りだと思ふ。

故に解散に關して清浦内閣に責むべきは、其時機の選定に就てのみである。解散その事には何の咎むべき點もない。寧ろ堂々其の所信に倚て天下に争ふの勇氣を多とすべきである。但し來るべき選舉を果して公平にやるか否かにつき讀者と共に大に警戒を要するは勿論である。

解散を見るに至つたのは議院がわるいからだと清浦首相の聲明書はいふ。議員の多數はまた反對に責を内閣に歸して居るのは、讀者の御承知の通りである。政府と政黨とこゝ暫くは責任のなすり合をすることだらうが、併し國民は此の問題に付ては殆んど何等の興味をも感せないやうだ。何故なれば、解散せざるべからざる政界の情勢は新年早々夙く既に醗酵し、勃發の動機を興へた者の孰

れなりやは深く之を問ふの必要がないからである。而して政府政黨の争をこゝまで激しく導いた全経過のうち、若し甚しく吾人の心を痛ましめたものありとせば、それは正々堂々たるべき政見の争をば忌むべき罵詈謗の醜陋に墮せしめたことではなければならぬ。それも單純なる馬鹿呼ばはり位ならまだ可い。階級鬭争を激發するの、國體の尊嚴を傷くるの、果ては上 皇室を欺き奉るのなどと際どい所で相手方を窘窮せんとするに至ては、社會の公安を紊る寧ろ此方が甚いと云ひたくなる。大阪驛頭で犬養氏を擲らうとした者も平田内府や牧野宮相やを脅かしてあるいた連中も、はては議場に闖入して亂暴をやつたのも、恐らく皆之等の宣傳を眞に承けた馬鹿正直者の所爲であらう。民間政客の國憲擁護は官憲の危險思想呼ばはりと共に、も少し冷靜慎重な省慮を必要としないか。敵を陥るゝに急なるのあまり、更でも不安な人心の激情を不當にそゝるを厭はざる如きは、情に於て諒とすべきものありとはいへ、今日此際吾人は大に之を



警むるの必要を認むるのである。

### 宮中府中をみだるとの説

併し昨今の物論の中、宮中府中の別を紊るとの非難だけは聊か之に傾聽するの必要がある。但しこの鋒先は平田内府に向けらるべきもので、清浦内閣打破の理由として之を數ふるは聊か當らぬ様にも思ふ。

餘り結構なことではないが在來の慣例を暫く許すと、山本内閣辭職の後をうけて何人に組閣の大命を降すべきやを、御下問を蒙て元老が決すると云ふことは、我が國の今日に於てまだ之を認めねばなるまい。そこで平田内府が東京と興津との間を往來して清浦奏薦に盡力したのはもと攝政宮殿下の御下命に出づるものとせば、所謂宮中府中混同の非難は起らぬ。首相奏薦の首動者は斯くても依然元老だといへるから。然るに今度の場合は、少くとも新聞等に現はれ

た所によると、聊か様子が違ふやうにも見ゆる。元老の同意は求めたに相違ないが、後任奏薦の積極的首動者はどうも内府と宮相とであるらしい。少くとも東京、興津間の往復が殿下の命に出づるや否やははつきりしない。果して然らば今度の場合は平田内府が自ら進んで政界の渦中に飛び込んだものと謂ふべきではあるまいか。元老の奏薦する者につき、あらためて殿下の御下問あつた場合、その視る所を進言するは、常侍輔弼の役目として當然だが、後に御下問を蒙るべき事柄をば先に廻つて纏めやうとしたのは、越權の沙汰ではなからうか。この點十分の調査を要し又十分の説明を要すること、信ずる。

平田内府が宮中府中の別を紊るの非違を犯したと假定して、さて其事自身は毫末も清浦内閣の運命に必然的の關係はない。宮中府中の別を紛更することに因りて生れたのだから罷めなくてはならないと云ふ者もあるが、清浦子爵の内閣組織はどこまでも大命拜受の結果である。殿下が大命を降し給ふ迄の間に内



府がどんな間違をしたにせよ、其の責任は清浦子の負ふ所でないのみならず、若し之に口實を藉りて一旦拜受した内閣組織をやめる様なことあらん乎、そは却て故なく大命を拒むの譏を免れまい。故に曰ふ、宮中府中の混同に付ては宜しく平田内府を責むべし、此の點を理由として清浦内閣の辭職を迫るは全然その據りどころがないと。若し夫れ最高顧問府の長たる清浦子が輕々しく出慮したその事を宮中府中の混同なりとするの説に至つては、其の謬妄固より辯疏を要せずして明白であらう。大命に基いて組閣の事に當る。それがよしんば樞府議長にあらざ内府其の人であつたにしろ、もと之を違憲非法とすべき理由はない筈と思ふのである。

#### 清浦子爵の薄志弱行

斯く云へば清浦内閣の成立には少しも瑕疵がないやうに聞えるが、實はさう

ではない。子が大命を辭したり受けたりして腰の据らぬ陋態を示したのは固より世の非議に値する。併し之は殿下を欺き奉つたの、公器を弄したのと難ずべき問題ではない。政治家としての資格を疑はしむるには十分だ、が、だから受けた大命を返上せよと迫るは些か失當の觀があると思ふ。唯特に子に責むべきは、子が組閣の業を擧げて全然之を研究會の某々氏等に一任せしことである。殿下は一清浦を信任して大命を降し給ふたのだ。此の畏き倚託を蒙り乍ら全然之を第三者に一任するは、上に對する責任は自分一身に之を負ふのだと申されては居るが、甚だ恐れ多い事ではないか。自分を信じての註文を受けて、之を私かに他人に作らすのでは、假令それが自分が作るより良く出来ても又假令わるく出来たら金を返すまでだと覺悟したとしても、心ある工匠の顧客に對する道ではない。況んや天下の公器を託せらるゝ場合に於てをや。或は曰ふかも知れぬ、研究會の某々氏等に一任した方が自分が作るよりも一層よきものが出来



ると。そんなら清浦子はあらためて大命を辭しその代り研究會の某々氏等に大命を降し給はんことを奏進すべきであつた。與へられた仕事の最適任者でない  
と識りつつ自ら責任ある地位を平然として取るのは、鞘取り輩なら知らぬこと、  
斷じて宰相の行動ではない。

併し之とても清浦内閣に辭職を強要すべき政治的理由とならないことは勿論  
である。殿下の大命を他の第三者に託するの不可なるは云ふまでもないが、我  
國今日の政界に在てまさか研究會の某々氏輩を奏薦し難いと云ふ事情や、研究  
會幹部の暴慢なる遂に清浦子をして極度の讓歩を敢てせしめた内情やを考へ合  
はせると、事實に於て清浦子の態度を若干諒とすべき理由がないでもない。果  
して然らば之に口實をかりて内閣の辭職を迫るは甚だ大人氣ないと云ふ感もす  
るのである。首相清浦子の薄志弱行、貴族院若殿原の虚傲、新内閣顔觸の貧弱、  
一として頼もしく思はせる分子はないが、併し出來上つた以上、其の技倆はと

もかくも未知數として置かねばならぬ。柄にもない奴が出て來たからとて俄に  
之を引倒すに焦らなくてもよからう。やがてその云爲施設につき正面から堂々  
戰陣を張つても遅くはあるまい。否斯くすることが實に立憲の常道である。此  
の見地に立つて私は、清浦内閣の一日も早く退かんことを切望するに拘らず、  
昨今の護憲運動には、決して直に同意することが出來ぬことを明にして置く。

### 我國政争の通弊

昨今火花を散らしてゐる護憲運動に對しては其外言つて見たい點多々ある  
が、大體に於て論點多く肯綮を外れ、所謂政權争奪の徒輩なら格別、一般識者  
の熱情をそゝるには餘りに調子が低過ぎると思ふ。賢明なる讀者に向つては此  
上くだくしく之を評論する必要もあるまい。唯之に關連してどうしても言は  
ずに居れぬ事がある。そは外でもない。我が國の政争が常に中世紀的の型を離



れぬことである。何をか中世紀的の型と云ふ。敵を其の出發點に於て、否、其の胎生時代に於て塵殺せんとすること即是である。惟ふに敵を其の未だ芽萌えせぬ間に殺して了ふ、之れ程安全なことではない。故に頼朝が天下を取れば平家の殘黨を津々浦々に探し出して之を殺し、家康が豊臣家に代つて權力を握れば、相手方の葉を枯らし根を絶やして後の崇りを一掃するに努むる。この筆法から云へば、清盛が常磐御前の愛にひかれて頼朝兄弟を生かして置いたのは政治家にあるまじき大きな失策であつた。併し乍ら斯の如き根絶政策は斷じて現代式の戦法ではない。否、斯種の政策を取らぬと云ふ所に實は現代政争の特色があるのだ。即ち今日の戦法は、敵にも十二分の機會を與へ、堂々と士俵にのぼせて、萬人環視の下に其の力を角さうと云ふのである。立憲政治が社會全般の文化的向上と相伴ふ所以は即ちこゝにある。故に吾人は常に戒心して政争の形式が動もすれば中世紀型に墮するの弊害を避けなくてはならぬ。此の點から觀て

私は今次の護憲運動に一種の反感を覺えざるを得ぬのである。何となれば此の運動は現政府をまづ其の出發點に於て倒さんと試むるものだからである。

隣りに同じ商賣を始むるものがあると、開店前にケチをつける。競技の場合に相手方をばスタートに於て斥けて仕舞ふ。斯くして利便を獨占するは樂な方法だが、社會全體の目からは之れ實に百弊の基だと謂はなければならぬ。清浦内閣に何の非議すべきものありとしても、之を倒すための手段を例に依て中世紀型に擇んだことは、憲政の發達のため私のひそかに慨歎するところである。

そこになると英國のポルドウインなどは實際偉い。遠い外國の事を論ずるは私の當面の目的とする所ではないが、心ある讀者は必ずや此の點に深く思を潜めらるるを辭せないだらう。

護憲運動を難じたからとて清浦内閣に同情するものと思はれては、又私の甚だ迷惑とする所である。考へて見れば見る程清浦内閣の出現には癩に障ること



が多い。政策上のことは、之から實際やらして見た上でなければ判らぬが、第一にその意氣地なさがどうだ。護憲運動家から突つ込まれての返事のだらしなさはつくづく愛想が盡きる。運動家曰くなせ組閣の事を舉げて研究会に託したかと。首相答へて曰く頼んだ覚えはない。只會内の二三子に相談したまでだと。何故首相は「研究会に頼んだのがどうして悪い」と逆襲するの勇氣を出さなかつたのか。頼んだに相違なくんば男らしく責任を負ふがよい。而して其の責任を負ふことに堂々と理窟も立つてはいないか。騒がれ、ば理も非もなく屈すると云ふのが由來先輩政治家の常とは云へ、餘りに見苦しき態度ではないか。此の點は研究会とても同じことだ。日本今日の政界に於て、研究会が組閣の事に卒先運動したとてなせ悪いか。悪いと信じてゐるならやらぬがよい。やつた以上は相當の覺悟はあつて然るべき筈だ。然らば護憲運動家の詰問に對へて、「研究会としては何等の關係もない、只二三子が個人として組閣の事に與つた

までだ」などと逃げる必要は何處にあるか。研究会の此際に處する態度は、實に清浦老以上に醜陋を極めて居る。

それも理窟が立たぬなら仕方がない。立つ理窟を立てず、相手方と進んで力争するの勇氣がないばかりに、兎角我國では所謂運動が流行するのだ。多少の虚勢を張つて騒げば譯もなく無理も通る。子供の喧嘩の様なもので相手が逃げれば何處迄も追つ驅けて行く。何時までも子供に追ひ廻されて居ず、一度位は大人らしく踏み留つて見てはどうか。如何に貧弱な清浦内閣でも、今日の護憲運動位を突つ放すに譯はなさうなものである。

#### 下院に基礎を有せざる特權内閣

清浦内閣に對する最も手痛き非難は、其が下院に基礎を有せずといふ點であらう。從て此の難點はまた護憲論の最も重要なる中心點だといへる。併し私は



この點に關しても直に今日の護憲運動家の主張に同ずることは出來ない。

憲政の常道として内閣が下院に基礎を有せざる可からざるは言ふまでもない。尤も單純なる法律論としては、閣員は即ち陛下の自由に任命し給ふもので、下院多數黨などいふことに拘束さるべきでないといへる。法律論と政治論とを混同して一時大權内閣論などいふものが横行したこともあるが、今日では清浦子爵ですらも兩者の密接なる關係を肯定してゐる程だから、我國政治思想もこの數年大に進歩したものと謂はねばならぬ。併し本當の正しい處にはまだ行き着いては居ないやうだ。

清浦子爵は内閣と下院多數黨との密接なる關係を肯定はしてゐるが、未だ十分に其の本來の意義を了解して居られぬ様に見ゆる。そは子爵の過般地方官會議に於て爲せる演説に依ても分る。子曰く、政府が下院に基礎を有するは憲政運用上甚だ便とする所だと。即ち子は兩者の關係を便宜の問題だと觀てゐられ

る。大阪から神戸に行くには阪神線もあれば阪急線もある。時間を惜む人には阪急が便宜であるが、特別の停留場に降りやうといふ人には阪神を便宜とするなどともいへる。既に便宜の問題だとすれば、必しも一つに依らなくても可いといふ理窟になる。從て清浦子に取つては、下院に基礎なき内閣であつても必しも憲政の常則に外づれぬことになるわけだ。茲に私共は同子の見識の陳腐なるを認めぬわけにゆかぬのである。

内閣と下院との關係の緊密ならざる可からざるは、嘗に便宜の問題ではない。其處には斯くあらざる可らざる必然の關係があるのだ。詳しい議論は茲に之をつくす邊はないが、簡単に略言すると、第一には如何なる政體に在つても、本當の國政活動の中心となる一番大切な役目を勤むるものは何と云つても大臣だ。そこで大臣に天下最良の人材を選むことが何よりも肝要といふことになる。第二に大臣として必要とせらるゝ資格の中最も大切なことは、民衆の疾苦に通



ずること、其要求を充たし社會の利福を進むるの方策を有すること、である。  
第三に何人が果してよくこの資格を具有するやは元來頗る判然しない。故にこの資格が或る特定の階級に固定的に認めらるゝ様になつては困る。適才の選擇が常に移動する様になつて居なければならぬ。而も其移動は平和的に行はるゝものでなくてはならぬ。以上三點が最も大事な條件であるが、貴族院の政派が専ら内閣を組織するのでは、右の條件の孰れもが充されない。何となれば、彼等は民衆の意嚮と没交渉に其の地位を占むるものだから、其疾苦を痛切に感得するの便宜がなく、而已ならず總選舉の様な時々信任を天下に問ふの機會が與へられてないから、所謂人材精選の流動的疏通が全くない。そこでどうしても下院から内閣を作るべき人材を擧ぐることとせねばならぬといふ理窟になるのだ。即ち兩者の關係は單に便宜の問題と觀るべきではないのである。其處には實に深遠なる道德的必然關係が存在するのである。

併し乍ら、内閣と下院との必然的關係は無條件に之を許すのではない。何故内閣は下院に基礎を有せねばならぬのか。曰く下院でなければよく天下の要求は分らぬからだ。然らば何故下院のみが能く眞に天下の要求に通ずるのか。曰く選舉民の貴き一票を得んが爲には出来る丈彼等の歡心を得ねばならず、彼等の歡心を得んが爲には出来る丈彼等の喜ぶ政策を取らねばならぬから。斯くて候補者は眞に民衆の欲する所を其の欲する所とするに至るのである。單に夫ればかりではない。凡そ人には己惚れがあると同時にまた又權勢慾と云ふものがあつて、一旦臺閣に上ると容易に之を他に譲りたがらぬものだ。其處からいろゝ弊害が起る。然るに内閣が下院に基礎を有する事になると、總選舉の結果で平和的に内閣の更迭を見ることが出来る。而して其總選舉なるものは、理想的に行はれると、選舉民は各候補者の政見に聽き由て以て大に教育されて誠實に其の選を決するのだから、結局有徳有識の士が間違なく擧げらるゝを期待



し得る。要するに總選舉が理想的に行はるゝと、内閣は下院に基礎を有せざる可らずとの慣行の上に、我々は更に政界の道德的進歩を期待し得るのである。さうすると、内閣と下院との必然的關係の推奨は總選舉の理想的に行はるゝを條件としての話であることは明白であらう。この條件が具はらざれば問題を文字通りに受け取ることの出来ぬは言ふまでもない。然らば、我國の選舉界は如何。茲處に私は大に讀者の注意を促したいと思ふのである。

滋養物は健康な人々に向つて之を勸むることは出来ても病人には却て害となることもないではない。所謂憲政常道論の如きも、文字通りに之に由るべきや否やは、又政界の状態如何に依て定めねばならぬ。そこで問題を元に戻して考へて見る。内閣は下院に基礎を有せなくてはならぬ。この點に於て清浦内閣が憲政の常道に反するは明だ。併し乍らこの常道の採るべきは、總選舉が理想的に行はれ、政界の最後の監督權が完全に民衆に握られて居る場合に限る。この

條件の具はらざらん乎、内閣の基礎を下院に有すると否とは、社會の慶福に實質的關係はない。而して我國政界の實狀は果して如何。私は總選舉の理想的施行を阻止する者が今日の護憲運動家にも頗る多きを認むるが故に、一方には彼等に憲政擁護を論ずるの資格なきを責め、他方には彼等の主張に聽くも何の實質的に得る所なきを國民に警戒するを必要と思惟するものである。

### 選舉民に對する希望

以上論ずる所に基き、私が今次の政争に對し輕々一方に偏して贊否を決すべからずと説く趣意は明であらう。そこでもう一度前論を繰り返し總選舉に對する公民の態度二三件を列舉して参考に供したいと思ふ。

(一)何人を選擧するかは何人とも約束せざること。候補者の依頼を承引す可らざるは勿論、郷黨有志の申合の如きも亦良心の自由を拘束するものとして之



を避けねばならぬ。

(二)何人を選擧すべきやは投票の瞬間まで決定を保留すべきこと。事前に之を研究するは妨げない。併し途中からどんな良候補者が新に現れぬとも限らぬから、決定は最後の瞬間まで保留するが賢明である。

(三)何人を選ぶべきかの標準は一に自分の良心の命に聽従すること。腐敗手段や陋劣なる方法を慣用する者を排すべきは言ふをまたない。

(十三の二)

### 清浦内閣と總選舉

樞府との確執が因となつて清浦内閣の動搖の兆を示すや、政界の一部に早くも倒壞の陰謀を企つるものありとの風説が傳はる。其眞偽如何は吾人の與り知らざる所だが、或は御下問機關(内閣更迭の際に於ける)の範圍擴張と云ひ、又或は護憲三派領袖の高橋邸に於ける共同密議と云ひ、清浦内閣の倒壞を豫想せるかの如き、新波紋の頻りに政界に漂ふを見ては、強ち一片の流説とも看過し難い様にも思ふ。蓋し今度の總選舉を清浦内閣の下に行はれしむることは護憲三派にとつては慥かに大なる苦痛である。従つて又總選舉前に内閣の倒れる様な機運の作られることは彼等の以ても、つけの倖とする所たるや疑ひない。夫れ丈け這般の情偽は、また反對側の研究會乃至政友本黨の大に不快とする所でなけ



ればならない。斯くして清浦内閣の存否に拘はる幾多の波瀾は、護憲三派對研究政本兩派聯合の争とも觀られぬでないが、斯く觀ると吾人の興味はまた頓と冷却するを覺ゆるのである。が併し清浦内閣の運命に關しては、我々國民としては又自ら公平な態度を保持して居なければならぬと思ふ。況んや世上には現に吾人の聰明を迷はすべき幾多の流言が横行するあるに於てをや。

吾人の觀る所では、第一に何等か非常重大なる出來事の突發せざる限り、清浦内閣に總選舉前の引退を強要すべき理由は毛頭ないと思ふ。と云ふ意味は、選舉を立派にやつてのけるだらうと同内閣を信用するからではない。又清浦内閣の存立の基礎を是認するからでは勿論ない。清浦内閣が其の成立の經過に於て幾多重大の缺陷を包藏するは云ふまでもなく、憲政の常道より觀て根本的に不合理なるは當然明確の事理である。過般の地方官會議に於て首相は、「内閣の下院に基礎を有するは憲政運用上便宜とする所だけでも……」など、云つて

居たが、併しこの内閣と下院との關係は單純な便宜だけの問題ではないのである。尤も吾人は下院は民衆意思の代表機關だとか、現代の政治は多數者の意思を暢達せしめざる可からずなどの淺薄なる空理を金科玉條とする論にも慊らないが、孰れにしても立憲政治家としては、議院と内閣との本來の關係に就てもツと適確な信念を有つて居なければならぬ筈だ。之等の看點からして清浦内閣は固より是認を許さるべきものではない。況んや今次の選舉に對しても果して公平誠實を以て一貫するや否や明かならざるに於てをや。

併し乍ら清浦内閣を倒せば誰を其の代りに迎ふることゝなるか。吾人の考察が一轉して此事に向くと、折角の力瘤も忽ち弛まざるを得なくなる。虎を前門から逐ひ出しても後門から狼を迎ふる様では何にもならぬ。具體的にいへば、清浦内閣の選舉に對する公正は固より望まれぬが、さりとて代つて誠實に之をやつて呉れるものが外にあるだらうか。そんなら態々面倒して清浦内閣を倒す



までもなく此儘選舉までやらせた方が可いではないかといふことも云へる。此意味に於て吾人は昨今噂さるゝ内閣倒壊の陰謀には興みしないのである。

孰れにしても、清浦内閣の壽命は總選舉を以て終るべきものだ。この既定の運命は選舉の結果の如何に拘らない。そこで吾人は切に清浦内閣に忠告したい。どうせ先きの見え透いてゐる壽命だ。一つ思ひ切つて本氣に選舉を立派にやつてはどうだと。どの道清浦内閣は現代の白晝出沒を許さるべき代物ではない。が、少しでも其の存立を意義あらしむるものありとせば、それは唯一つ選舉に對する公正誠實の一貫あるのみだ。見苦しく倒されて永く醜名を留むるか。少しでも良い事蹟をのこして後世の感謝を博するか。選擇の途は智者を待たずして自ら明かであらう。當局者其人の名譽の爲に又政界の健全なる發達の爲に、敢て苦言を呈する所以である。

(十三の二)

## 二、總選舉に於ける諸問題

### 官吏の立候補

今度の選舉でもまた各省屬僚や縣知事などの立候補といふ苦々しい現象が頻々としてあらはれさうだ。綱紀肅正を標榜する清浦内閣の暗に之を助長するの風あるは固より怪しからぬが、世論の殆ど之を意に介せぬ如くなるに至ては吾人到底之を黙過する事が出来ぬ。尤も純粹なる法律論として官吏の立候補するに妨なきは云ふまでもない。衆議院議員選舉法はその第十五條に於て宮内官、判檢事、行政裁判所長官及評定官、會計檢査官、收税及警察官吏の被選舉權を絶對的に否認し、第十四條に於ては選舉事務に關係ある官吏吏員に就てその關



係郡市内に於ける被選舉權を阻止し、其外の官吏については更に第十六條に於いて職務に妨げなき限り議員と相兼ねるを得と規定して居る。何を以て職務に妨なしと觀るやは所屬長官の裁量に委すべきものであるから、詰まり豫め上長官の許可さへ得れば官吏の立候補は法律上差支ないといふことになる。但し如何なる場合に上長官は此種の許可を與ふべきやに就いては法律は何等規定して居ない。が、併し無制限に與へていゝと云ふ譯では決してない。官規の性質上之には自ら一定の限界がなければならぬのである。而して在來許されたる官吏立候補は果してこの限界を無視せる越權濫行の譏を免るゝことが出来るだらうか。

官吏服務規律は官吏の恣に他の仕事に與かるを禁じて居る。この精神から推せば、官吏の議員兼任は慥に職務の忠實なる執行に妨ありと謂はねばならぬ。成程期間は短い、又官規の要求する最少限度の仕事位は議員になつても成し遂

げ得やう。併し忠實に其の委せられた仕事を遂行すると云ふ點から云へば、官吏の議員兼任は決して獎勵すべき事柄ではない。嘗に之のみではない。官吏の議員兼任を非とする尙一層重大なる理由は、凡そ官吏はもと上司の指揮訓令の下に其の嚴密なる監督を受けつゝ、仕事をする者だといふ點にある。指揮監督の下に働く者が、上司の決定を批評し詰責する任務に就くといふは、常識から考へても許し難いことではないか。議員は即ち政府の政策を自由に批判し嚴重に監督するを本務とする者だからである。故に單純なる理論としては官吏の議員を兼ねるは株式會社に於て取締役が監査役を兼ねるよりも不都合なのだ。況や實際に於て、議員としての本務に忠實なれば官吏としての地位を保つ能はず、永く官吏として留まらんと欲せば遂に政府の傀儡たらざるを得ずして、結局官吏の立候補は政府の不當なる勢力振張の具に供せらるゝに止まるをや。故に各國の制度に於ては、初めより官吏の議員兼任を禁じて居るのが多い。



無論若干の例外は認めるが、要するに斯の禁止主義の方が本來正しいといふべきである。然るに我國をはじめ他の諸強國に於て、右の一般禁止主義に反して許容主義を原則とするものは、畢竟被選舉權は選舉權と並んで國民の身分に伴ふ貴重なる公權であつて濫りに之を奪ふべからざるものだからである。詳しく云へば、過去に於て不當に奪つた例があるからして故らに之を與へることを明文に條定したのである。故に許容主義を取つたからとて官吏の議員兼任を無制限に認容するの精神に非るは、沿革上極めて明白なのである。

我選舉法第十五、六條は是非とも選舉争場に超然たらしむるを必要とする數種の官吏を列舉するに止まるも、猶此外に於ても、上長官の特に之を許すも妨害なしと認むる者の外は、成る丈け之を許さずとするが法の根本精神たること極めて明白の事理と謂はねばならぬ。

濫りに之を許すなといふは、固より絶対に之を認めぬといふ意味ではない。

然らば原則として如何なる官吏に議員兼任を許すべきやといふに二つある。一は政府の高等政策の決定に與るもので他は職務の内容につき上官の指揮監督を受けぬ者である。後者に屬するの著るしき者に所謂教授があり、前者は之を政務官と概稱するを常とする。此兩者に限局するの慣例は多くの國に於て可なり嚴格に守られて居るのであるが、如何に此點を寛大に取扱つても、縣知事の議員兼任の如きに至つては、以ての外の非違たること平凡な常識から云つても明々白々ではないか。過般の地方官會議に於て、或る一知事が自家僚友の立候補をもつと自由にして欲しいと要求せるに對して、内相は極めて曖昧な答辯を與へたのであるが、是れ事理を解せざるの妄に出でたのか將た識て知らざる爲する狡智の致す所か、孰れにしても斯の如き曲論僻見の深く怪まれずして横行するは吾人の甚だ心外とする所である。

我國に於ては憲法創始以來久しい間官吏の議員兼任は許さなかつた。大正四



年二月大隈内閣が、其の企圖せる選舉法改正の前提として、爾今官吏の立候補は一般に之を禁ずる旨を訓令したのは、所謂上長官の自由裁量を機械的に制限するものとして議論の餘地はあるが、其の精神に於ては正しいものがあつた。次で大正六年二月に至り、寺内内閣が官吏の立候補を概括的に許すの訓令を發したのは、主として大學教授に着眼せるものであつたといへ、當時既に頗る物議の種となつたものである。原内閣に至つて屬僚の立候補だんだん露骨になり、而も皆政府黨の勢力擴張の目的に出でざるはない。之では官紀振肅も何もあつたものではない。

議會開會中の三箇月は、各省を通じ皆議院との折衝に忙殺され丸で本務曠廢の觀あるは人の識る所である。何を苦んで官吏の議員兼任を獎勵して此上の曠廢を助長するの必要あるか。官吏の立候補乃至議員兼任は、事實に於て職務に妨あるは疑ひなく、理に於て官吏の本務と相容れず、而も動もすれば醜陋なる

目的に利用され勝である。現に我國に於ては全くこの惡用の犠牲になつて居るではないか。憲政の理想から觀て斷じて許すべきものではない。清浦内閣にして本當に綱紀肅正に志あらば、次官以下縣知事輩の立候補に對してもつと嚴正適確なる態度に出で、欲し。

(十三の二)

### 選舉廓清運動

大阪北區の候補者清瀨、廣瀨、吉津、羽室の四氏は、全國に選舉の模範を示さんとして、互に相謀り選舉廓清運動を起したと云ふ。選舉に伴ふ各種の弊害は、もと選舉民の不徳に出づると云ふよりも、寧ろ候補者一味の誘惑にあやまらるるを常とする。選舉犯の處理に當つて、犯した者よりも犯さしめた者を嚴罰に處すべしと爲し、普通犯罪と別個の原則を立つる所以は茲に在る。之と同じ理由



で、吾人は廓清運動が新に候補者自身より起つた現象を見て、大なる欣びを感ずる者である。

在來同じ様な廓清運動は、民間有志の間から澤山起つた。併し民間の百の運動よりも候補者の一つの運動の方が、どれ丈有効だか分らない。只それが飽くまで眞面目に行はねばならぬは勿論だ。孰れにしても此の種の現象は、少しでも廣く流行らせたい。其の約束した事項の卑近淺薄は姑く許せ。吾人は憲政の進歩のために大いに之を推奨するの必要を感じる。

(十三の三)

### 選舉取締方針

官僚内閣の言草を眞似るでないが、選舉の施行は是非とも公明正大にやり度いものである。蓋し選舉公正ならざれば政争勝敗の大勢は専ら官憲又は政黨の

左右する所となり、選舉民の自由意志は全然蹂躪されて憲政の道德的基礎は地を拂つて消え去るからである。故に選舉に際しては、民衆の良心に與ふるに自由活動の十二分の機會を以てする事が何より肝要である。而して今日我が國に於て之が官憲と政黨との双方から無遠慮に踏みにじられてゐるのは、吾人の頗る憤慨して措かざる所である。

選舉公正を標榜する官僚内閣の案外當にならぬは、今更辯ずる迄も無からう。官憲側より來る直接間接の干涉に就ては別の機會に改めて論ずるとし、茲にはたゞ國民と共に嚴重なる監視を要する旨を高調するに止めて置く。若しそれ政黨側よりする醜惡なる選舉運動に至つては、情實に訴ふるものと買収に依るものと二つ乍ら共に大いに排斥せざるを得ない。情實を以て公器を弄ぶの現代政界に許すべからざるは言ふまでもないが、ただ之は主として國民の公德心に訴ふべき問題で、公權の露骨な干入を適當としない様に思はるる。此の點に於て



戸別訪問を法の禁制たらしむべしとの議論には一應再考の餘地ありと思ふが、獨り買収の一事に至つては、其の事自身の陋劣なる又政界を毒するの深甚なる、共に到底その横行を許すに堪えない。斯る非曲は大いに法權を活用してその禁遏處罰に努めなければならぬと信ずるのである。尤も之に就ても根本的の對策としては、第一に民衆の道德的覺醒を擧ぐべく、第二には是等の不正を可能ならしむる制度の改廢を必要とするが、事後に於ける檢舉處罰も亦將來の廓清の爲め決して無用とはしない。吾人は此の點に關しても大いに司法當局の活躍を望まざるを得ないのである。

只此の選舉取締りに就ては、檢舉處罰の根本方針に關し聊か當局の注意を乞ひたき點がある。それは選舉犯罪に就ては、誘はれて罪を犯せし者よりも、寧ろ罪を犯すべく誘ひし者を重く罰すべしと云ふことである。一體選舉犯罪は、本來進んで犯すのではなく誘はれてツイうか〜と陥つたと云ふ點に於て、普通

犯罪とその性質を異にする。詐欺や泥棒はどんなに用心しても結局之を防ぐことが出來ず、濱の眞砂の如く悪人の種の盡し難きを歎せしむるのであるが、選舉犯の方は、概して無害の良民が先輩知友に強ひられ心ならずも誘惑に應ずるのを常とする。斯くて選舉犯は誘ふ者ありて初めて犯す者ありと云ふ次第だから、之が根絶の最良策は、實は専ら誘ふ者を追究するの外にはない。否誘ふ者に寛であつては、如何に犯す者を厳しく責めても、情弊は決して減少するものではない。況んや誘ふ者の中には時として高位要路の大官ありと喧傳され、少くとも自己の先輩として尊敬する紳士が直接の相手たるを常とするに於てをや。従つて民間では、漸次選舉犯を以て破廉恥の行爲となさざるの風を馴致し、官憲の檢舉處罰の嚴なるに拘らず、弊習は年と共に滋からんとするではないか。是れ畢竟從來の取締方針が、概して誘ふ者に軽く犯す者のみにひとり峻嚴を極めて居つた結果に外ならぬ。詐欺や泥棒ならば之に乗せらるゝ様な不用意とい



ふことを責むる理由は毛頭ないが、獨り選舉犯にあつては誘ふ者を看過して肅正革新を期待するは、百年河清をまつのに等しい。吾人は這般政弊の勦滅に付き、もつと深酷に當局の考慮せられんことを希望して止まない。

選舉法に對する一般刑事法上の目的は何であれ、此の種の政治的制度に在つては、政策的意味の大いに添加せられねばならぬは當然である。犯す者と誘ふ者と何故に其の刑罰的效果を異にする理由ありやなどの屁理窟は、吾人の争はんとする所ではない。惡意の推定に於ても誘ふ者を嚴罰に處すべしとする説に一應の根據ありとは信ずるが、それにも増して此の事を諄々しく力説する所以のものは、其の情弊勦滅の効果の一層著しきものあるを信ずるからである。我が國當局の在來の方針が、寧ろ聊か誘ふ者に寛なりしの事實に鑑みて、特にこゝに其の方針の轉回を提唱する次第である。當局果して之を容るゝや否やは固より疑ひないではないが、せめて國民の態度が漸次こゝに確信を据ゑるに至らんことは、吾人の切に冀望する所である。

らんことは、吾人の切に冀望する所である。

(十三の三)

### 選舉投票の豫約

選舉競争が段々烈しくなるに連れて選舉民の態度も眞剣さを増すものと見え、昨今時々胸中の煩悶を訴へ之に處する適當の對策を尋ね來る眞面目な讀者が尠くない。吾人は折に觸れて之等の質問にも答へてみようと思ふ。

最近受取つた手紙の中に斯う云ふのがある。曰く、解散後間もなく村の重立つた者の發企で今度の選舉には全村舉つて甲某氏に投票することに一致しようと云ふことになつた。それは前回の様に投票が二三に分れては後々まで反感が残り、村の平和を害すること夥しいからと云ふのである。そこで自分は某氏推舉の連判帳に署名捺印した。然るに近頃に至り新に乙某氏と云ふのが立候補を宣



言した。此の人は金はないが、人物といひ經歷と云ひ學徳と云ひ、選良として誠に立派な方である。自分は今此人ならと大いに心が動いてゐるのだが、従前の行掛りに固執する先輩の強請もだし難く、乙某氏に鞍替へしようとも決し兼ねてゐる。一旦署名捺印までした以上は、道徳上どうしても之をやぶることは悪いものだらうかと。

答へて曰く、そんな約束は破つても差支はない。良心の所命に従つて學徳兼備の士を送るこそ國家の吾人に要求するところなのである。一時の思ひ誤りに基く約束に拘泥して尊い國家の期待に背くは、却て不忠と謂ふべきであると。

一體選舉に於ては、迂つかり他人と投票を約束すべきものではない。之は村中の一致の約束たると又は候補者運動員との約束たるとを問はない。選舉に於て最も貴むべきは良心の極度の自由である。此の自由は愈々一票を投ずる瞬間まで大切に保持することを要する。最後の一時迄十分調査し十分研究した上で

慎思熟慮去就を決するところに、選舉の道徳的意義がある。是れ實に國法の選舉民に期待する所、選舉民たる者は此の尊き期待に背いて豫めその良心の自由を賣つてはならぬ。必ずしも利權と交換に節操をひさぐのみが悪いのではない。凡そ情實に依る行動は一切みな公器を弄するの非難を免れないものである。

村の平和の爲に一致の行動を取ると云ふ申合せは、可成廣く行はれてゐると聞く。其の反面に於て私には亦投票二派に分れた結果村の平和が選舉後にも永く害はれてゐるの事實の珍らしからぬことも想像される。併しよく考へてみると、之がそも／＼間違ひなのである。公の問題に就て意見の異なるのはもと／＼已むを得ない。而して之をば飾るところなく堂々と主張する所に、自ら國家の輿論の精練されて行く妙機は存する。一時の姑息的苟安のために我が確信を抑へて他の強説に盲従するは決して公事に忠なる所以でない。故に村の平和などの名目のために無理な一致を企つるのは、本來甚だ怪しからぬ事なので



ある。加之斯うした事の結果後々迄も私的反感を烈しからしむると云ふのがまた大なる心得違ひである。かの角力を見よ。土俵の上では力かぎり根かぎり叩き合ふ。一旦勝負がついて溜りへ歸れば洒々落々として談笑するではないか。堂々たる君子の争ひたるべき政争が、小人の私利私慾の争奪に比すべき弊害をのこすとは、余りに淺ましき醜態ではないか。併し乍ら翻つて考ふるに、斯くなつたにも實は因つて來る所はあると思ふ。蓋し一朝一夕の事ではない。故に實際問題として選舉のために村の平和の破れるといふ悲しむべき事實は肯定せねばならぬが、去りとして無理な一致の強要を默認するのは亦決して國家に忠なる所以ではない。吾人は寧ろ公事に忠實なるべきの責務を第一とし、退いて更に政争に私憤をのこすの弊根を除去するに力むべきではなからうか。如何にして此の目的を達すべきかの方策は、他日別に講究するとして、兎に角、吾人は此の點に關し本末顛倒せざるやう深く自ら誠むる所なければならぬと信ずる。

序を以て右述べた様な問題を提げて選舉民の間に迷惑を掛廻る所謂有志家乃至運動家にも一言して置き度い。諸君が其の深く信ずる所に依つて甲某乙某を知己友人にすゝむるのは固より妨げない。併し乍らそれ程でもない人物を而も内心深く信ずるでもなくして擔ぎ廻るのは、獨り諸君のために取らざる許りでなく、又政界を惑はすこと頗る大なることを覺悟して貰はねばならぬ。一體我が選舉界は騒ぎが餘りに大き過ぎる。選舉は今日の政治組織に於て屢々之を繰返すを必要とする。ひとり任期満了の場合のみでなく解散による臨時のそれも皆夫れ夫れに必要なものである。従つて強ひて之を避くべきでない。而して之がためには總選舉は國民の日常生活を異常に煩はしてはいけないといふ注意が必要となる。無論事柄の性質上、感情の昂奮と之に伴ふ若干の騷擾は自然免れないが、騒ぎの餘りに大きく又金を使ふことの馬鹿に夥しいことは、何と云つても變態的陋弊と謂はなければならぬ。何れにしても我が國政界の一部



には、斯んな所から輕々に解散はやるべきではないといふ考へも起る。之が時として政府側を動かして爲すべき解散を爲さしめない場合もあるが、又議員連を脅かして不當の盲従に屈せしむる場合もある。其の双方を通じて、政界の健全なる發達を損ふは論を待たぬ。之等の點に就ても選舉民は深く戒心して然るべきだと思ふ。

(十三の三)

### 普選と教育

先達普選案の御諮詢があつた時樞密顧問の一員が現在の教育の程度を以てして普選を実施するも差支なきやを質問したとやら。之に對する政府側の答辯なるものも坊間に傳はつて居るが、夫は暫くさておき、普選の実施と國民教育の程度との關係に就ては右の顧問官ばかりでなく、世上にも仍ほ誤謬の見解が可

なり行はれて居る様に見ゆる。今日之れを機として一言辯明を試むるも無用の業ではあるまい。

選舉權は國家の公事に參與する權利だから、之を享有する者に相當の教養なかるべからざるは固より言ふを待たない。而して今日の選舉界が決して理想通りにうまく往つて居ないことも疑なき事實だから、之より推して選舉權擴張の前途を憂ひ、果てはもつと教養を積んでからの事にしては如何との考へを起すに至るもまた怪しむに足らぬ。併し乍ら此見解はよく思ひ廻らして見ると實は飛んでもない間違ひであつて、少しも選舉界の實相に徹して居るものではない。單にそればかりではない、此見解は一寸聞くと尤もらしく響く丈け甚だ俗耳に入り易く、従つて感情上又打算上選舉權の擴張を喜ばざる人々に悪用もされ易い。是吾人が特に此の謬想を辯難するの必要を感ずる所以である。

普選と教育との關係につき世上に行はるゝ第一の謬見は、選舉權の行使に堪



ゆるとせらる、「能力」の程度を不當に高く評價して居ることである。選舉權は參政權だ、故に之を享有する公民は少くとも國家の政治組織や内外當面の政治問題等につき一通りの知識がなくてはならぬといふのである。そこで所謂政治教育を盛んにせよの、又は法制の課目をも授けよのと主張する。最近文部省で公民教育の要目とやらを發表した様だが、之も一つには斯かる思想の流れであらう。無論此種の知識は授けるに越したことはない。併し選舉權の行使には少くとも之位の知識的素養がなくては叶はぬと主張するのなら、そは大なる誤りであると言はねばならぬ。斯うした知識は成程被選舉權者には缺くべからざる資格に相違ない。が、選舉權者に在ては、今日の政權運用に於て必要とせらるゝは主として受動的批判能力に外ならない。即ち各候補者の言動を見聞し、殊に選舉時期に於て散々に演説やら何やらを聞かされ、換言すれば由て以て十分開發啓蒙の機會を與へられて、其上で始めて最も信頼すべき人才を擧ぐるの

仕組になつて居る。故に積極的に政治を解し政治問題に通ずるといふは必ずしも絶對須要の資格ではないのである。固より之を解し之に通ずるに越したことはないが、縦しんば之が無いにしても、色々の人の言ふことを聽いて孰れに自分の道理ありやを判別し又色々の人物につき孰れが最も信頼するに足るやを誤らざれば、夫れで選舉權を正しく行使するに十分なのである。そこで國民教養の程度が少くとも此域まで達して居れば、選舉權を與へても差支ないといふ結論に達する。而して今日の我が同胞は、敢て此上教育義務年限を延長しなくとも、又所謂公民教育の煩瑣な課目を新に教へ込むまでもなく、もはや此の域に達して居ると見て可なるは何人も争はぬ所であらう。只事實今日この點がうまく往つて居ないのは他に之を礙ぐる重大な原因があるからに外ならぬ。單に學校教育の課程の點より之を觀るに我國の今日はもはや普選實施には十分熟して居ると斷じて差支ないと思ふ。



第二の謬見は、所謂公民的課程を骨折つて詰込めば由つて以て政界風紀の向上を期し得ると考ふる事である。若し詰込主義が夫れ程の効果を奏するものなら中等以上の教育を終つて居る有志家乃至代議士連は決して現に見るが如く憲政の運用をあやまつて居らぬ筈である。而して事實上最も甚だしく政界を毒して居るものは、下層の民衆よりも、寧ろ一般民衆の先頭に立つ之等知識階級ではないか。吾人は決して麗々しく並べ立てた教授細目の効能を買ひ被つてはいけない。

要するに、今日の選舉民が其の與へられたる權利を事實正當に行使して居ないのは、選舉とか政治とかに關する知識の缺乏に基くのではない。知識を授くるを無用といふのではないが、之を授くるに由つて弊根を絶ち得ると爲し、甚だしきは之を授け了つて後初めて選舉權を與ふべしなどと云はれては甚だ困るのである。之に續いて選舉權則ち參政權なりとの概念的連鎖より押して、無批

判に過當の見識を其前提と考ふるのも謬りだ。少しく語を極端にしていへば、そんな高い程度の見識は實は代議士にすら容易に求められ得ないのである。選舉權行使の資格として要求せらるゝ最低限度の教養は、實は所謂清き一票を懇請し來る者につき、其人物政見の大概の輪廓を判別し得る底の、極めて平凡な常識で以て足りる。故に普選と教育との關係を論ずるに方りては、いやが上にも良くしたいとの希望から普選の實施と併行して教育の程度をもつと高くせよと云ふのなら分るが、今の教育程度では普選の實施に堪へまいと疑ふのは斷じて當らないと考ふるのである。

斯く論ずると、今日の教育は選舉界の肅正につき最早何も爲すべきことが残つて居ないと云ふ様に聞えるかも知れぬが、必ずしもさうではない。右述ぶる所に依つても明かなるが如く、今日の選舉界に足らないのは實は政治知識其のものではない。外にある。何かといふに、そは人を選ぶことにつき、選ばれた



者の心掛につき、又選ぶ者と選ばれた者との間に存すべき當然の關係につき、凡そ是等の諸點に關連する生活訓練が缺如して居ることである。先覺に頼んで自家の利益を代表して貰ふといふ様な仕組は、本來政治生活に限つたことではない。今日吾人の生活は、そのあらゆる方面に互り、實は皆この仕組によりて運ばれて居るのである。故に選舉なるものは、常に公民としての一要素だけではなく、凡そ人間としての生活の全部にわたり普く大切な仕事なのである。而して之を正しく營むと云ふ實驗的訓練を今日の教育界が我々國民に本當に教へて居るだらうか。若し選舉のことに關して今後大に教育界の努力に待つものがあるとするなら、それは必ずや此方面に意を注ぐことでなければならぬ。併し之は選舉權擴張の是否と直接に交渉する問題ではない。兎に角吾人は一方に今日の國民の不十分なる教育を認め乍ら他方に於て教育年限の延長などに藉口する普選尙早論は斷じて之を排斥するものである。何となく擴張したくないと云

ふ感情に阿ねる外、此種の尙早論には何等合理的の根據あるを納得し得ないからである。

### 軍人の立候補

豫後備軍人の立候補を宣言するもの近來頗る多い。軍縮に伴ふ現象として當然の様でもあるが、選舉民としては之に對し特に警戒するの必要あるやうに思はる。尤も吾人は軍人立候補に關する坊間の或種流説を輕信する者ではない。軍人だからとて代議士に相應しくないと勿論思はない。けれども軍人の在來の教養の概して極めて偏狹なること、殊に近時彼等社會一般の思想の驚くべく反動的なる事實に鑑み、吾人は彼等の政界に乗り出し來ることの少くとも當今に於て歡迎すべからざるを確信するものである。



つぶしの利かぬ豫後備軍人の餘生のなりはひととして代議士商賣の如きは成程最も恰好なものに相違ない。候補者の質の低下に心を安んじて我も我もと色氣を出すのは一面諒とすべき事情もあらうが、斯んな考へで軽々しく公器を弄ばれては甚だ困る。數多き立候補の中にはこんな無邪氣な者ばかりでもあるまい。一人一人に就て觀察を遂げなば、選良として恥しからぬも無論あらうが、概して之を云ふに、軍人の立候補は一應眉に唾して警戒を怠らぬ用意が必要であらう。

(十三の四)

## 理想選舉

政界の腐敗を慨して「理想選舉」を標榜する者の多くなつたことは喜ばしい。併し本當の理想選舉は選舉民自身のやるのでなくては虚だ。候補者の斯く

標榜するのに、時として資金缺乏の結果たる悲鳴に過ぎぬのが稀でない。

選舉は一體誰の仕事か。候補者から頼まれて始めて投票するといふ在來の慣行は冠履顛倒の甚だしきものである。自分の仕事を他人に左右されるのは自主的國民の大汚辱ではないか。加之一切政界の弊根はまた實に此處に伏在するのである。政界の廓清は先づ選舉民の此の自主權の恢復から始められねばならぬ。従つて「理想選舉」は選舉民自身から主張され實行されるのでなければ本物でない。

理想選舉を標榜する候補者を援けることが必ずしも理想選舉の本旨でないことは勿論である。理想選舉の本當の實行に由つて少しでも國家に貢獻せんと欲するの士は、第一に一切の勧誘請託を斥け人物の選擇に於て絶対に自己の良心に忠實でなければならず、第二には之ぞと恃むに足る人物の出現に接せば其人の當選に要する合理的費用の大部分は共同に之を負擔する位の覺悟あつて欲し



「理想選舉」が候補者側からのみ叫ばれて居る間は政界廓清の實の擧る見込は極めて薄い。現に讀者の見らるゝ通りでないか。吾人は此際切に選舉民諸君の覺醒を望み、又同感の士の機に應じて大に奮起せられんことを冀ふ。(十三の五)

### 現職官吏の立候補に就て

現職官吏の立候補せる者に對して選舉民の執るべき態度如何。我が選舉法は「職務に妨げなき限り」官吏の議員と相兼ねるを許して居るけれども、此意味を擴張して現職官吏の立候補を無條件に認許せるものと解釋するは驚くべき不當である。選舉民の熱心なる推擧を蒙り足一步も任地を離るゝを要せざる場合は格別、今日現に見るが如く自ら戰地に臨んで東奔西走せざる可からざるの實

狀なるに於て、官吏の立候補は果して服務規律の拘束と兩立することを得るか。やる者もやる者だが、之を放任する政府の態度や正に大なる糺彈に値する。いはんや密に之を獎勵せるの形跡さへありと云ふに於てをや。但し吾人のこゝに之を説くは政府の非違を擧げんが爲めではない。斯かる事情の下に立候補せる者に果して政治的良心の存在を信じ得べきやを讀者に警戒せんが爲めである。徹頭徹尾政府の傀儡たるに過ぎざる屈從的人物は、政府監督を本務とする選良たるに始めから適して居ないと私は信ずる。

加之法規の單純なる解釋としても、議員たるの地位は官吏の職務と原則として兩立しない。上官の指揮訓令の下に仕事する者が上官の政策方針を監督糺彈すべき地位に立つて、双方の任務を完全に果し得るとは誰か信ずる者があらう。但し多少の例外はある。俗に所謂政務官の如きは之れだ。法規に「職務に妨げなき限り」と餘地を與へたのは此邊の事情を斟酌したのであらう。而してそが一般



の官吏にも廣く議員兼任を許すの趣旨でないことは理論上極めて明白である。之にも拘らず今日の政府が強いて之を認許せんとするのは、是れ故意に何等か期する所あるが爲ではないか。果して然らば此點から云つても、官吏たる候補者が他日議政壇上に出て必ずや良心の自由を保持し得ざるべきを豫斷しても差支あるまいと思ふ。

更に一言すべきは政務官の立候補とても此際之を認むべきやは大なる疑問なることである。政務官の立候補は政黨内閣の下に於てこそ意味がある。清浦内閣の如き變態的政府に在つて之を事務官と區別する理由は毫末もない。此點も國民の慎重なる考慮を煩はしたい點である。

要之現職官吏の立候補せる者に對して吾人の執るべき最も正しい態度は、其の絶對的否認の外にはない。政府には氣の毒だが、之をあやまつては、選舉民たるもの到底政界の腐敗を助長したとの道德的責任を免るゝことは出來ないの

である。

(十三の五)

### 選舉に於ける良心の自由

日毎に集る選舉報道に曰ふ、何區の形勢は五分々々になつたと。又曰ふ何某の猛襲奇功を奏して既に七分の優勢を占むと。五分といひ七分といふ、計算の對象は要するに選舉民の良心に外ならぬ。然らば候補者より觀て民衆の良心は畢竟路傍の土塊と選ぶ所ないではないか。選舉民の態度が眞に斯く買収や叩頭や勧誘や請託やに由て動搖するものなら、候補者のかゝる汚辱に憤慨するよりも吾人は先づ民衆の自ら悔る腑甲斐なさに呆れざるを得ない。民衆の良心は選舉戦に於ける分捕品ではない。五分になつたり七分になつたり他人の勝手に其所屬をきめられては濟むまい。苟くも自主獨立の人格たる以上、一旦斯く決め



たら決して容易に動くべからず、不動の決心尙未だつけ難しとならば漫りに退ツ引ならぬ約束を豫め結んではならぬ筈だ。人類に在つて如何なる場合に於ても最も貴きは良心の自由である。神聖なる選挙に於て特に之を安價に賣つてならぬことは一點の疑ひを容れぬではないか。

候補者は選挙民の輕卒なる約束を得ることの上に無上最高の安心を見出すことは亦言ふを俟たぬ。故に候補者の最も喜ぶ所は則ち選挙民の最も危険とする所。こゝに吾人は深甚の警戒を要する理由を見る。

選挙民諸君よ。願くは今次の選挙に於て自家の良心の外何物をも相談對手とすること勿れ。候補者に對する從來の一切の因縁を斷ち切り、彼等をして全然勝負の豫想に昏迷せしめよ。彼等がこまり切るときが即ち彼等が在來の運動方法より目覺めて眞に善事を競ふに至る端緒が開けるのだ。選挙民諸君さへ良心の所命に忠實であれば、政治家も眞面目になる。政黨もやがて自然と良くなつ

て行く。政治の革新は之を根本として初めて段々と期せらるゝ。何の黨を勝たすべきか如何なる政策に加擔すべきかも大事ではあるが、何よりも第一に吾人の選挙民に冀ふ所は、最後まで其の良心の自由を操持せられんことではなければならぬ。

(十三の五)

### 選挙民覺醒の効果

選挙民が本當に覺醒すると、在來慣用の運動方法は遂に全く用を爲さなくなる。醜穢なる手段を封じられた候補者は、茲に至つて初めて否が應でも正道に復らざるを得ない事にならう。人格、識見、品操、之を選挙民の良心の批判に上せて其の信頼傾投を得ずしては、もはや當選の榮冠を得る事が出来なくなるからである。イカサマな人物が自から政界に跡を絶つべきは言ふまでもない。



而して斯くの如きを遠き將來の空想と觀る者あらば、そは大なる誤りである。選舉民の一舉手一投足の勞を以て腐敗を轉じて慶福と化した實例は、先進國の史上に決して珍しいことではない。

人格、識見、品操、即ち候補者の内面的人格價值が勝負の決せらるゝ主たる標準だとすると、勝つて誇らず負けて怨まず、候補者にとつてもその争ひや所謂堂々たる君主の争ひとなるから、其の所見を異にしたからとて、隣保相憎むの理由もなければ又倅の嫁を離別するなどの馬鹿氣た悲劇を演ずる必要もない。汚い手段で無理な勝を占めんとすればこそ、骨肉相食むの醜態にも陥るのだ。而して之を避けんとして機械的の一致行動を強ゆるのは、また實に良心を偽り國家に不忠なるの譏りを免れぬ。此の點に煩悶する者世上に頗る多いと聞くか、之を脱するの道や眞に一舉手一投足の勞に過ぎざること氣附く者の存外少いのは、吾人の甚だ怪訝に堪えぬ所である。

選舉民の良心の操持に對して國家が如何に深重の顧慮を寄せてゐるか。此の事に就き吾人は繰り言乍ら切に讀者諸君の反省を促してやまない。(十三の五)

### ローマ字投票の有効無効

ローマ字の投票も有効といふことに決つた。此の決定の當否に就ては多少の議論もないではないが、之が有効無効の永らく争はれてゐた根本の主旨に關しては、一言讀者の反省を促して置き度い點がある。

ローマ字の投票が久しく當然有効と認められなかつたのは、其の使用が一般に普及されず輕々に之を許せば往々何人に投せるかの識別し難きものあらんを恐れたからではない(従つて此の理由に依つて今度有効の決定を與へたのは、結果に於ては兎も角、理義に於て法の精神の誤解である)。變つた書方を許せば、



之に乗じて投票者の良心の自由を脅すものあらんを恐れたからである。詳しく云へば、茲に意志の弱い一有権者ありとする。運動員は心中ひそかに彼の去就の曖昧なるを疑ひ、彼の投票約束を確實ならしめんがため、變つた書方を強める。例へばローマ字で書けとか氏文書いて名を省けとか、又は殿とか様とかの敬稱を附せよとか云ふ。開票の時こんな投票がないとすれば彼は運動員から違約を責めらるゝ。之が怖いので遂に彼は心ならずも悪辣な運動員の強要に屈服して仕舞ふ。斯ういふ弊害があるから、變つた書方は一切無効にしよう云ふ原則が立てられたのだ。獨りローマ字ばかりではない。普通と變つた書き方は假令何人に投せしかの識別極めて明了なる場合でも、一切之を無効とすることにきめられたのであつた。而して之に一應の理由あるは容易に首肯されることであらう。

右の論點から觀て此の度の決定が正しいかどうかは一つの問題だが、それは

扱ふき、從來の法規が斯く變つた書き方を一切無効としてまで選舉民の自由判斷を保障せんとした根本の精神は、大に味はうべき必要があると思ふ。無効とさめておけばやらない。そこで皆普通の書き方で行くとなれば、選舉權者は約束如何に拘らず自分の思ふ通りの人に投票しても安心が出来る。斯くして始めて選舉は民意の本當の反映になるのである。國家が選舉民に對し如何にその自由判斷を尊重して居るか。此の點に深く反省して貰ひたいと思ふ。

己むを得ずして豫め約束を餘儀なくさるゝ事はあらう。勇敢に之を取消すことの出來ぬ場合も多々あるに相違ない。併し此の強迫的約束を守ることは斷じて法の精神ではない。國家の選舉民に求むる所は、只一に本心の冀ふ所をその儘選舉の公事に現さんことである。之が爲に私の約束を無視するが如きは、毫末も選舉民諸君の徳を傷くるものではない。

(十三の五)



## 最後の決意

最後の決意を爲すべき日はいよいよ來た。選舉民はその清き一票を果して何人に投せんとするか。投票は自分の爲でない、友人の爲でない、將た郷黨の爲に爲すでもない。實に之に由つて國家の隆運に貢獻する所あらんとするのである。國家奉仕の光榮ある任務を果すのだといふ覺悟を最後の瞬間まで捧持せんことを、吾人は切に選舉民諸君に要求してやまない。

投票の任務を正しく行ふ爲に吾人の最も心を用ゐねばならぬ點は、常に冷靜を失はぬことである。解散後數月の間、考へて見れば隨分我々は選舉運動に悩まされた。右に誘はれ左に引つ張られ、黙つて居ると何處へ持つて行かれるか分らない。けれども冷靜に反省すると、此際何人に投票するが宜いかの判斷は

本來決して左程六づかしい問題ではない。誰を議政壇上に送るのが最も國家の爲めになるかは、選舉の當日二三分間も考へれば能く分る筈だ。夫れが判らなくなるのは、畢竟するに種々の情實を以てする誘惑に迂つかり應接した過誤の結果に外ならぬ。故に曰ふ、冷靜に復れ、惡意の誘惑に基する無用の昂奮より醒めよと。吾人は極度の冷靜を以て選舉場に臨まんことを只管諸君に希望するものである。喧々囂々たる選舉運動は謂はゞ賣出し廣告の樂隊の如きものである。樂隊が如何に騒いでも悪い品物の良くなる道理はない。聰明なる主婦には華々しき廣告の有無に拘らずどの店が良い物を安く賣るかに就き間違ひなき判斷は常に定まつて居る筈だ。選舉の結果が吾人の利福と至大の關係あるを知る以上、運動の厚薄に依て投票の歸屬を動かされてはならない。何人に一票を入れる、かの具體的問題を論ずるのはもう遅い。吾人はたゞ選舉民諸君の冷靜なる本心の決意に飽くまで信頼し、投票の結果の上に少しでも良き政界進展の傾向



の現れんことを期待するものである。

(十三の五)

### 三、清浦内閣より加藤内閣へ

#### 憲政常道の要求

開票の結果はまだ全部出揃はないが、今まで分つた丈けでも大勢の断定は最早安全に爲し得る。かねて豫想した事ではあるが、護憲三派の絶対多數を占め得たことは同慶至極の吉報で、或はと疑はれた政友本黨の第一黨の夢も遂にはかなき空頼みとなり了つたことは、氣の毒でもあるが又痛快の至りでもある。庶莫這の既定事實を基として、今後の政局は果してどう發展すべきものであらうか。

第一に何人を取つても疑ひのなかるべき點は、護憲三派が優に政府與黨を凌



駕する以上清浦内閣は直に辭職して其地位を護憲派に譲るべきことである。三派領袖の何人を後繼首相として奏薦すべきかは今のところ不明だけれども、そは自から譯もなく決められ得るであらう。後繼内閣の組織は三派中の最多數黨單獨で行くか又は聯立で行くか、聯立の場合には最多數黨の首領を首班とするか又は曾て一度首相たりし人に譲るか、之等は純然たる三派内部の問題である。この點が未だ明白でないからとて清浦内閣の即時辭職を躊躇せしむべき理由は毫末もない。若し夫れ護憲三派の選舉戦に於ける暗闘を云々して其の結束の恃む可からざるを説くが如きは、始めより一顧の價値だにない。三派は固より各其の立場を異にする。異にすればこそ各獨立して黨勢を張つて居るのではないか。獨立の各政派に向つて一概に凡ゆる問題に於ける協力を望むは間違つて居る。只目今の場合清浦内閣を非とするの主義に於て緊密に一致して居さへすればいゝ。今次の選舉戦に於ける争點は兎も角も特權内閣の認否であつた。

此點に於て三派は現に完全に其の所見を同うして立つて居る。加之彼等は奮然起つて清浦内閣及び政友本黨を敵として戦つた。勝つて天下を取るようになる以上、出来る丈け力を協せて結束の勢を今後の政界に活躍せしむべきは言を待たない。聯立の場合には勿論、最多數黨單獨で組閣する場合でも、他が與黨として之を助くべきは略ぼ期待し得ると思ふ。唯彼等はずとく特定の題目の下に協力したのだから、今後廣く一般政務の施行に就ても果してよく調和して行けるかどうかは慥に一疑問たるを失はぬも、併しそれは三派内部の將來の問題である。斯んなことに一縷の空望を繋げて清浦内閣に若し敗戦の事實の要求する辭職を躊躇するが如きあらば、吾人は憲政阻止の公敵として大に其頑陋を責めざるを得ない。

護憲三派の結束が政權掌握後にも永く續いて行くかどうかは、一部の人の疑問とする通り、吾人も頗る懸念せないではない。事に依つたら清浦内閣の辭職



と共に直に破綻を暴露しないかとも危まる、。孰れにしても若し三派の協調の破れることあらんか、其の時こそ始めて全政派を通じての第一黨に政權譲り受の權利を生ずる時である。然らざる限り、假りに政友本黨が第一黨たるの名譽を僥倖したとしても、單に之れ丈の理由では彼に組閣の大任の委せらるべき筋合はない。況んや政友本黨の運命はやつと第二黨に踏み止まるといふ所にあるに於てをや。而してどの點から觀ても清浦内閣其ものに恬然留職する理由のないこと丈は明白である。

要するに政府與黨が絶對多數を獲ぬ限り、清浦内閣は直に辭職せねばならぬ。之に代るものは護憲三派の聯合たるを當然の順序とし、其の聯合の破れたる時始めて所謂第一黨を以てする單獨組閣が問題となる。憲政常道の要求する所は、斯の如くするの方途を措いて他にないことを斷言して置く。

(十三の五)

### 護憲派を警む

總選舉の結果を觀て世人は遲疑する所なく清浦内閣の没落と護憲派内閣の出現とを期待する。前者がたゞ時の問題に過ぎぬは言ふまでもないが、之に代つて後者が當然直に實現するものと考えらるれば、聊か事情に迂なるの嫌ひなきを得ない。洵に慨しいことではあるが、從來の例に徴して我國の政局は理論の指示する通り順當に開展しないことが多い。まさか今度も亦同じ事を繰返す様なことはあるまいと思ふが、念の爲め一言警告を發して置く丈の必要は慥にあると信ずる。

從來の歴史を案ずるに、政府更迭の場合には毎も二様の思想が局面の展開を支配して居つた。一は理義の要求に従はんとするもので、他は當面の情實に迎



合せんとする考へである。最近の例を以て云はん乎、高橋内閣の失敗の際、一部の有力なる要求として加藤高明子を迎ふるのが當然の順序だとする考が強かつた。けれども之では貴族院や元老邊が治まるまいとの情實論が強調されて、遂に所謂中間内閣の出現を見たのであつた。理論としては民意の暢達だの政黨内閣だのと鹿爪らしく唱へる。併し實際は元老や樞密院や貴族院やの態度も顧慮せねば政局は安定しないといふ説が重きを成して、結局いつも變な内閣が出来ることになるのである。而して斯かる情實論が今日果して全く其跡を絶つたと安心することが出来るだらうか。吾人は今仍ほ内閣創作の最後の實權が所謂元老の手に握られて居るの事實を看却してはならない。不文の制度として此の慣例の有つ價值如何は大に議論の餘地あるが、兎に角元老の奏薦が一切の最終的決定を導くものたること丈けは争ひ得ない。而してその元老の園公一人たり又は松園二公たりやは姑く措くとして、茲にまた吾人の是非とも念頭に置かね

ばならぬことは、官僚乃至貴族の一部に是等元老の意思を動かす有力な階級の存することである。斯くの如くにして結局是等官僚貴族の一部階級の利害が、一方には元老の意思を通し他方には尤もらしい種々の形態を取つて、實際政機の進展に多大の影響を興ふる顯著なる勢力となるのである。之を無視して掛れば飛んでもないところでだまし打ちに遇ふ恐れがあり、それが怖いからとて其の野望を満してやると、現に見るが如き不徹底な政情の發展に惱まされざるを得ないことになる。この難關をどう切り抜けるかは實に我國政界の前途に課せられた最も重要な實際問題の一つであつた。而して近く來るべき政變に於てまたこの同じ過誤が繰返さるることがあるまいかと云ふのが、吾人の私に憂ふる所なのである。

幸な事には今度の總選舉の題目は護憲といふことであつた。護憲とは則ち一部特權階級の政界に於ける積極的横行の正面攻撃ではないか。一部階級が元老



を通じて政治理論の要求を托ぐるすらが本來大なる非難に値する。それが圖に乗つて僭越にも更に政界の主人公たらしめたのが即ち清浦内閣であつた。其の餘りに我儘なるに憤り、政權を下院の政派に奪還し以て憲政の進行を常道に引き戻さんものと起つたのが護憲派の運動ではないか。此點に於て彼等の主張はとにかく名分の正しきものあり、従つてまた世上の意外なる共鳴を得た所以である。而して吾人は實は茲に一道の希望を繋ぎ、折角勇敢に起つた護憲派に對ひ、當初の主義に飽くまでも忠實ならんことを冀ふものである。

今日護憲派諸黨に取つて反對派の陰險なる攪亂に警戒するも必要だ。三派の協調を維持することも必要に相違ない。併し是等の眼に見える危険は比較的避け易い。彼等に取つて何よりも恐るべきは、實に政權に渴するの餘り知らず識らず焦つて情實論に迎合せんとする考への萌すことでなければならぬ。一時の苟安はやがて折角の闘志を鈍らす。其の結果は言ふまでもなく主義の墮落

であり憲政の逆轉である。是れ決して國民の示せる共鳴同情に酬ゆる所以ではない。政權は是非とも奪還せねばならぬ。只之を急ぐの餘り、主義の讓歩に甘んじて元老の私恩を迎ふるなき様、吳々も慎戒せられんことを希望してやまな

### 分水嶺上に立てる護憲三派

來るべき新内閣が、單獨のものにしる聯立のものにしる、永續の見込ある強い内閣であつて欲しいことは、國民のひとしく希望する所たるに相違ない。併し乍らその所謂強いといふには二様の意味があり得る。一は下院の多數を制するは勿論、上院からも樞密院からも將た又元老軍閥の方面からも、意地悪き反對を受けないで行けるといふのであり、他は是等各方面より來る理由なき反抗



をば勇敢に切り抜けるといふのである。吾人が來るべき新内閣に期待するのは果してその孰れの意味のものであるべきか。

政府並に本黨側は頻に流言を放つて曰ふ、護憲三派は遠からず協調の破るゝを見るだらうと。三派の協調が始めよりそんなに弱いものなら甚だ心細き次第であるが、吾人は各領袖のしきりに此點を苦慮して今より努めて自重深戒しつゝあるの誠意を買つてやつてもよからうと思ふ。又曰く、三派幸ひに暫く能く協調を保つても、彼等が各自其の年來主張し來れる所を其儘實行せんとしては必ずや意外の方面から有力なる反對を受くるだらう、其の結果は再び政界の混亂を來さざるを得ない、之を恐れて政策に緩和讓歩を許せばまた協調は忽ち破れる、孰れにしても現三派の聯合は其の根柢に於て極めて薄弱であると。吾人は此言の果して真相に當れりや否やを問はないが、只政界の一部に若しも斯んな事を理由として三派聯合以外に強力なる内閣を作るの途あるを信ずるものあ

らば、吾人は大に其謬妄を論駁せざるを得ないのである。成る程各方面に秋波を送つて豫め其の好意を買つて置けば、内閣の壽命は案外長きを得るだらう。併し壽命が永い丈けでは何にもならない。短命を忌むは仕事が出来ぬからだ。前後左右を顧みるに忙しくて何事も仕出來さない位なら壽命の長短の如きは始めより問ふ所ではないのである。由來八方美人主義に積極的活動の望み得ないが如く、近時の歴代内閣は悉く實は此種の謬想に累されて必要なる何事も爲し了うせなかつたではないか。一二の例を擧げん乎、普選と云ひ軍縮と云ひ又労働組合法といひ、所謂現代的施設のイロハとも云ふべきもの我國に於て未だ一として實現を見ないではないか。疾くの昔に爲さるべくして而も今仍ほ容易に實現を見ないのは、畢竟我國の政界が國利民福増進の單一の旗幟で邁進するを許されず、彼方の思惑に制せられたり此方の機嫌に迎合するを必要とせられたりするからではないか。人あり我國政界の近狀を評して曰ふ、如何にして國利



民福を圖るかは未だ適切な問題となつて居ない、日本に於て差當ての大問題は如何にせば分り切つた現代的施設のイロハを僅に實現せしむるを得るかでなければならぬと。蓋し適評である。而して最近に至り、國民は漸く斯かる不都合な政情より來る當然の弊害に苦痛を感じ始めるに至つた。然らば今や吾人は更に進んで其の由つて來る所を究め奮つて之を排除するに努力してもいゝ時機ではないか。

斯く論じ來れば、吾人の今日要求する強き内閣の如何なる性質のものたるべきやは明白であらう。四方八面に氣兼する苟安姑息を事とする内閣には最早用はない。吾人の求むるものは、相手が元老だらうが貴族院だらうが將た軍閥だらうが、苟くも所信に敵するものはどしどし之を抗爭排除するを辭せざる底のものでなければならぬ。斯くてこそ始めてそれは眞に國民の味方たる内閣と謂ふことが出来るのである。而して今度の政變の結果斯ういふ内閣が出来るのでな

くては、折角の護憲運動も全く空言に終るものたるに留意して貰ひたい。

此際吾人はまた今度の選舉の上にも現れた民衆の覺醒といふ事に世上の注意を喚起して置きたい。今でも候補者に其良心を賣る者は尠く無いが、候補者も官憲もどうすることの出来ないといふ選舉民の殖えたことは昨今の著しい現象ではないか。本當に覺醒した民衆の後援支持ある時に内閣は眞實に強い。眞に強い内閣が出來ると元老や貴族や軍閥やは實は獨りでに屏息して了うものだ。之等の政治的怪物の白晝横行するは畢竟内閣の弱いためで、其弱きは本當の民衆を味方としないからに外ならぬ。斯の如きは獨り我國ばかりではない、各國の歴史も實は同じ道を辿つたものだ。要するに來るべき内閣が背水の陣を張つて勇敢に變態的諸勢力と戦ふの決心をさめさへすれば、民衆の後援支持は期せずして集り、内閣は本當に強きを致し得る。知らず三派の策士果してここに決斷の臍を固め得るや否や。



も一つ附け加へて云つて置きたい事は、三派は夫れ々政策を異にするといふも、其重なるものに就き所見の同じきを得ざる所以を精細に探究して見ると、意外にも所謂變態的諸勢力の思惑を顧慮せる爲なる場合が多い。之を無視しては政權に近づき得ざる事情があるからであらう。けれども今や是等との因縁は切れた。乃ち背水の陣を布いて理義の命ずる所に邁進するに決せば、從來の行掛りは雲散霧消して案外に政策の一致を見ぬとも限らない。此點から云つても三派は今日本當に自家の立場を慎重に決定すべき地位に立つて居ると謂はねばならぬ。一時の苟安をぬすむ者は右するを得策とせんも、左するに勇斷して在來の情實を斥くるは亦他日に大に活くる所以でもある。此の分水嶺上に立てる護憲三派が如何に其態度を決するかは、實は獨り三派自身の問題だけではない、惹いては我國憲政の進運に繋かる所亦頗る大なるものがある。是れ本日三派幹部の聯合協議會の開催せらるゝを聞き、特に此點を擧げて慎重な考量を

希望する所以である。

### 賣國民的陰謀を排す

世人は月の中ば過ぎの新聞紙上で政府、政友本黨及研究會の護憲三派離間策とか又は政友本黨及政友會聯立内閣組織運動とかの記事に着目されたであらう。今日まさか斯んな時代錯誤の怪現象が現はれやうとは思はれぬが、併し政界情偽の表裏に通ずるものから觀ると、是亦吾人の既に警告した如く、爾く「輕視できぬ」問題である。改めて茲にまた一言を費し不祥なる出來事を未然に防がんとするも強ち無用の業ではあるまい。

選舉の結果、憲政の常道に遵て政權の當に護憲三派に歸せざる可からざるは理の當然である。不幸にして從來我國では理の當然は必ずしも實際に行はれな



かつた。是れ政界の常に混亂を免れざりし所以である。理路の雍塞久しきに互  
るの結果、國民は自ら遂に其弊害に目醒めざるを得ず、其の一端は今次の選舉  
にも幾分現れて、今や憲政の進行を其の當然の常道に引き戻さんとする要求  
は、漸く動かすべからざる勢ひたらんとしつゝある。然るに政界の一局部に  
は、この大勢に拘らず、強て横車を推して當然の進行を妨げんとする者ありと  
いふ。是れ折角なほり掛つた病餘の人に再び毒を盛るが如きもの、吾人は憲政  
の名に於て嚴に此種の陰謀を憎まずには居れぬ。嘗に之ればかりではない。政  
友本黨と政友會との提携は實際的觀點からしても斷じて之を阻止せねばならぬ  
理由がある。況や其裏面に研究會の策動ありと云ふに於てをや。分裂以前の政  
友會が研究會と結託し、其間時に多少の波瀾があつたにせよ、兩者が隱然たる  
政界の一大中心勢力をなし凡ゆる情弊の源泉たりしことは、一々絮説するまで  
もあるまい。勢力の歸する處は即ち凡百の便宜の集まる所、一たび中心勢力の

威容を張れば大は益大を加へ、所謂金城鐵壁の堅さを致して何物も之を破るこ  
とが出来ぬ。幸ひなる哉舊政友會は驕る者久しからずの譬に洩れず自發的に分  
裂した。是實に政界革新の希望に取つて正に千載一遇の好機、此機を外して新  
光明の政界に導かるゝ目當はない。今や中心勢力は消滅した。そこで敵も味方  
も目が覺めかけて來た。舊政友會に屬せし者と雖も之から先の方策に付ては必  
ずや舊套を棄て、新しき途を拓くの急務を感知して居る筈である。この雰圍氣  
から良いものが出来るか又は出來損ふかは姑く他日の問題とするも、兎に角從  
來のやうな凡ゆる善意の努力を無効ならしむる様な情弊の一掃されることだけ  
は喜ばしい。憲政の濟美完成には之から先き固より大なる努力を必要とする  
も、我々の前途が平坦となつて努力しても仕甲斐のある様になつたことだけは、  
何と云つても政友會分裂の賜に外ならぬ。然るに何事ぞ、今復之を舊に戻して  
わざ／＼政界の前途を再び暗黒裡に投せんと企つる者あらんとは。吾人は憲政



の名に於て斯る不逞の陰謀に極度の反感を表せざるを得ぬ。

人或は云はん、分裂後の政友會政友本黨は昔の儘の政治家の寄り合ではないと。分裂して中心勢力たるの地位を失つたればこそ、彼等は變つた気分にもなり得たらうが、一緒になれば又元の經驗に立ち歸るは人情の自ら已む能はざる所ではあるまいか。理窟は抜きにして、政友本黨と政友會との提携は、勢ひ自から舊時の政友會全盛時代を再現するものとして吾人は無條件に之を排斥するの必要を感じずるものである。

今日の政友會も護憲派として折角こゝまで戦つて來たのだから今更本黨と聯結することもなからうとは思ふが、併し時の經つに従ひ、現在の苦勞に惱み過去の甘夢を懐かしむの情が自然起らぬとも限らない。震災當時を遠ざかるに伴れて復興計畫の規模が段々縮小すると同じ様に、喉元過ぐれば熱さを忘るゝの常として、兩者の接近が舊弊を再現するの危険は決して杞憂でない。吾人が此

點に尠からず神經を過敏ならしむるは慥に相當の理由があると思ふ。況んや研究會を初め舊政友會の「大」に頼つて衣食せし政客の一團に取つて、新局面の展開は實は其の生死に係はる大事件なるに於てをや。從來政變のある度毎に此種の連中の決死的暗中飛躍の猛烈を識るもの——而して此種の決死的運動が常に不思議に効を奏して憲政の進行をして幾度か常道を外れしめて居るの事實を識る者——は、今次彼等がまた同じ運動を繰返せるを觀てどうして晏如たることを得やう。時勢はいふまでもなく變つた。併し政局の進展は今なほ時勢の變に盲目なる元老の手に握られて居る。是れ吾人が開明の今日なほ聲を大にして斯んな下らぬ陰謀にも敢て國民の切實なる警戒を要求する所以である。

繰返していふ。清浦内閣に代るべきものは斷じて護憲派のそれではなくてはならぬ。名義の何であるにしろ、政友本黨及び政友會の聯立に政權を移すが如き事あらば、我國の憲政はまた更に十年の退歩を餘儀なくせらるゝものと斷じて



い、折角の護憲運動を龍頭蛇尾に終らしめざる様、吾人は切に國民の嚴重なる監視を要求しておく。

(十三の五)

## 大權干犯論

清浦内閣の總辭職も閣議で愈決つたらしい。後繼内閣の加藤憲政會總裁を首班とすべきは既定の事實として、さて其下に何人を閣僚として網羅すべきや、更めて政客間の下馬評に上ること、察せらるゝ。然るに先般來是等の點に觸るゝは大權の干犯だと脅す者があつて、政客間にも一時問題になつたと聞くが、之が眞面目に疑はれたとすれば吾人は其の妄誕の甚だしさに驚かざるを得ない。憲政會邊の策士が他友黨の割込運動を體よく避けんとして故らに此點に藉口し、以て意中の顔觸の早き發表を差控へんが爲の苦肉の計に出でたとすれば、

其の不謹慎は咎めねばならぬが、また若干諒とすべき點がないでもない。併し之が少しでも眞面目に取られ、之を顧慮するの餘り新内閣の顔觸に關する十分なる事前の論議を阻害するが如きことあらん乎、そは萬機公論に決する憲政の本旨より觀て洵に遺憾の事だと謂はなければならぬ。

成る程何人を大臣に任命するかは疑ひもなく君主の大權に屬する。此點に關しては臣民の一切の容喙を許さない。けれども大權の發令を見るに至るまでに何人を大臣たらしむるが國家の利益なりやの意見は、憚る所なく公表するの自由を廣く一般臣民に許されて居る。臣民の方から云へば言論の自由を賜つて居るのが憲政の有り難い所だと云へるが、君主の方から申せば群言を博く天下に採り、所謂萬機の決を公論に取るの宏謨を垂れ給ふたのである。即ち我國に於ては君主自ら其の發令の内容を公論に採るを示し給ふたので、君民其の見る所を一にして之を實際に行はんとの有難き御趣旨なのである。教育勅語にも威



な其徳を一にせんことを冀ふと云ふ様の御言葉があるが、發令の内容たる思想は君のものであり又同時に臣民のものであるといふが、我國上下の麗しき關係ではないか。而してこの君民其の見る所を一にするものを國家の命令たらしめ、廣く萬民の上に鞏固なる拘束力を設定するは、只君主の獨り能くし給ふ所であつて、之には斷じて臣民の干與を許さない。この點極めて明白一點の疑義を容れぬ。拘束力あらしむる所以の形式が大權の獨占たるの理を誤まりて、其の内容に觸るゝことも亦その干犯たりとするのは、決して維新以來の宏謨の御精神ではないのである。

暫く問題を政治事項に限局して考へて見る。君主は如何にして群言公議の間に萬機の決を取り給ふか。今日の制度の上では國務大臣の輔弼に由ることになつて居る。輔弼は副署に依て之を證し、副署なきは君主の命令たるの形式を完うせざるものとなつて居るは人の知る所である。輔弼其ものは國家の命令とし

ての拘束力を生ずるものではない。拘束力の源は何處までも君主の御手許にある。併し君主が國家の命令として發令する事柄の内容に至つては、國務大臣の輔弼に由るものにして、其の輔弼の利害得失は即ち吾人の自由に批判し得る所なのである。換言すれば吾人の自由批判あつて始めて大臣の輔弼は過誤なきを期し得るのである。之が實に維新以來の國是であり又憲政當然の理想でもある。大臣の輔弼の範圍内の所謂政務につき、臣民が各其の見る所を發表するは寧ろ國恩に奉ずる所以であつて、決して之を遠慮すべきではないと思ふ。勿論之を發表するについて其處に自からまた一定の限界あるは言ふまでもない。

民は依らしむべし知らしむべからずと云つた封建時代には、私人の政論は事柄の如何に拘らず絶対に禁せられて居つた。近時の所謂大權干犯論には往々にしてこの封建的謬論に似通つたものがないではない。さうでないとしても、若し所謂大權干犯論を正しいものとする、其結果は大臣の輔弼に對する輿論の



監督を雍塞することとなり、嘗に群言博採の御精神にも背くのみならず又實に有司專制の寡頭政治を誘致するの恐れがある。實は我國も此種の弊害には陰に陽に可なり永い間惱まされたのだ。此頃やつと之が革められかけて居るのに、復もや光明の前途に一陰翳の横たはらんとして居るのは吾人の甚だ忍び難き所である。大權の干犯すべからざるは固より言ふを待たぬ。併し何が大權の干犯なりやに就ては、官民ともにもつと明確な觀念を持つて貰ひたいと思ふ。

(十三の五)

#### 四、加藤内閣成る

##### 新内閣に對する期待

加藤内閣は成立早々馬鹿に人氣がいゝ。高橋犬養兩老の謙讓に依て三派聯合の陣立が整つたといふことも慥かに其一因に相違ないが、主としては其の閣僚に有爲の人材を集め、自ら國民をして久しく停滯せる政界に一道の活路を開くべきを期待せしむるものあるからであらう。兎に角、今度の内閣程強い頼み甲斐のある者として迎へられたものはない。

従來の内閣は、或は樞密院に氣兼し、或は貴族院に遠慮し、甚しきは軍閥司法閥と稱するが如きの鼻息をさへ窺つたものだ。一々其の指圖を受けたと云は



ぬまでも、之等特殊階級の何等かの要求を顧ることなくして組閣の事業を完うせるもの曾てあるか。此點に於て今度の内閣は如何。以上の特殊階級の勢力たるや固より一朝一夕の事でないから、全然之を無視することは到底出来ぬだらう。從て其間種々複雑微妙の關係を生ずるは必ずや免れまい。只吾人のひそかに想像する所は、今後或は主客顛倒して、樞密院や貴族院や將た軍閥やが寧ろ政府に遠慮し氣兼ねることになりはしないだらうか。又事實斯うならなくては折角の護憲内閣出現の意義もゼロだ。

加藤内閣の強みの根據は何處にあるか。人は三派の協調をいふ。又は有爲の人材を集め得た點を見よと云ふ者もある。併し之れが強みの本當の源だと信ずるならば飛でもない誤である、人材を集めたといふ點だけを取るなら、震災後の山本内閣だつて大した遜色はない。而も政界策士の陰謀に一と溜りもなく没

落を餘儀なくせられたではないか。原内閣が下院に於ける絶對多數を擁し乍ら樞府上院等の機嫌氣づまを取て辛うじて政權を掌握するを得しに思ひ到らば、三派協調の如き果して何爲するものぞといひたくなる。於是吾人はどうしても加藤内閣の強みの根據を他の新しい何物かに求めなければならぬ。

然らば求むる所の新しい根據は何だ。是れいふまでもなく民衆的信頼である。詳しくいへば政府側の陰陽兩面よりする干渉壓迫ありしに拘らず、民衆の獨立の判斷が能く護憲三派を表面に出したといふ點にある。從來の多數は謂はゞ金で作つた多數に過ぎなかつた。金で作つたものはまた同じく金で崩し得る。是れ從來の多數が常に策士の陰謀に脅された所以たると共に、多數黨が敢然として群議を排し自家の素懷宿論を提げて驀進する能はざりし所以でもある。然るに今度の多數は少しく之とは模様が違ふ。不十分ではあるが選舉に對する民衆良心の積極的活躍のあつた所に特色の著しきものがある。一度眼をひらき始



めた以上、斯うした正しい傾向は今後は益々發展するあるのみだ。議會の多數に對する不動の基礎斯くして作られんとするを觀るとき、樞府上院軍閥の人々が遂に之を輕視し得ざるに至るも當然ではないか。

併し議員と選舉民との眞の人格的關係はまだ十分でない。それでも其が議會を重からしむること如斯とせば其の關係の今後益々緊密濃厚を加ふることの結果や蓋し想像するに餘りある。政界に重きを爲すの皮相に徹つて專恣横暴に陥ることなく、其の重きを爲す所以の眞因に思を潜めて切に政客の自重を望まざるを得ない。

國民として吾人は新内閣に何を希望すべきか。普選の斷行か、之もいゝ。貴族院の改革か、之もわるくはない。綱紀の肅正財政の緊縮皆誠に結構だ。が、吾人は夫よりもモット、大きな使命を彼等に期待することを忘れてはならぬ。

い。何ぞや。政界勢力の統一是である。一言にしていへば、樞府上院軍閥等に氣兼し一々彼等の不當なる要求に耳傾け、少くとも彼等の掣肘を受け、結局時代の要求に應ずる何等新施設を爲し得ざるに終る様では困る。之等の散漫なる諸勢力を姑息的に妥協せしめて政界の實勢を支配し來つたのが從來百弊の根本であつたのだから、之を打破するを最大の使命とするのでなくては、新内閣の華々しく出現した意義はないと云ふことである。

樞府と軍閥と上下兩院の多數派とは、從來いゝ相聯絡して政權を獨占壟斷した特殊部落であつた。この部落に因縁なきものは斷じて政權に有り附けなかつた。其處から色々の弊害は生れる。遂に醜狀暴露拾收す可らざるに至り、民衆の後援は期せずして圈外の護憲三派を送り出したのではないか。故に加藤内閣は其成立の由來から云つても、民衆的新勢力に據て壟斷的舊勢力と戦はねばならぬ立場にある。之等の點に關しての新内閣に對する希望は別の機會に譲る



として、吾人はこの使命を達せしむる爲に一日も長く加藤内閣を廟堂に立たしめて置きたいと思ふ。掲ぐる所の政策の實行に何れ丈の成績を示すやは第二の問題としていゝ。舊勢力に阿附妥協する情容を示さざる限り、吾人は極度の忍耐を以て加藤内閣の存續を許さうではないか。只恐る、加藤内閣果してこの吾人の期待に背くことなきや否やを。

(十三の七)

### 樞密院と貴族院

政界の耆宿武富時敏君、樞府入りの噲徒らに高くして僅に勅選議員となる。黨界の人にして勅選せられし者嚮に杉田定一君あり、武富君を以て異數とせず。樞府入りに至つては從來の例に依らざるの觀あるも而も他の顧問官と伍して遜色なきは、亦毫も疑を容れない。夫にも拘らずこの噂は遂に實現しなかつ

た。人あり曰く官歴に乏しと。又曰く黨人なるが故に詮衡に入る能はざりしと。官歴を云々するも滑稽だが、黨人なるが故に樞府の門が開かれずとの風説にして果して眞ならば、吾人は先輩諸公の頑迷に一驚を喫せざるを得ない、政黨は則ち國家を以て任ずる政治家の團體ではないか。之に屬することが陛下最高の顧問官たるに適せずと云ふは結局何事を語るものか。黨人に非ざれば内閣組織に適せずとの慣行が漸く成立せんとするの今日、黨略を以て國家全局の利益と相容れずとする謬想の横行するは吾人の解し能はざる所である。併しこの謬想の横行を許して居るに就て今日の政黨其者にも責任あることは亦言ふを待たぬ。先輩諸公の頑迷を指摘すると共に切にまた政黨者流の慎戒を希望する。

憲法制定に與れる某老高官の談なるものを或る新聞で見た。貴族院設立の理由を説明して曰ふ、衆議院の議員は多く政黨員を以て占められる、政黨の人々



は必ずや黨本位で物事を觀、國家本位であるべき理義を疎にする。だから貴族院を設けて衆議院の偏執を匡すことにしたのだと。斯くて貴族院亦衆議院に倣うて政黨的結束行動を敢てするの非を責むるのはいゝが、政黨は常に本質的に國家本位の立場に立ち得ないとするは、大なる誣妄の言である。政黨はこの誤りに陥り易いといふのはいゝ。陥るべき筈のものだとするは理論に於ても實際に於ても甚しき謬見たることを斷言する。

但し從來の政黨に之を謬見だと敢然言ひ切る資格のないことも、残念ながら認めない譯には行かない。從來の政黨にして常に其の本領をあやまることなからん乎、政務總監になつた下岡君が憲政會を脱するの不合理を敢てしたり、又は滿鐵總裁を黨外の人材に物色するの愚を敢てする様な必要もなかつた筈だ。もう大抵にして政黨も目覺めねばならぬではないか。

同じ様な非難から貴族院だけが免れ得ると思ふものあらば是亦稀代の大たは

けたることを附言しておく。

貴族院の改革に衆議院の差出口は無用だとする説がある。衆議院に於ける貴族院改革の建議を眼頭に置いての話だらうが、誰が唱へるにしろ斯の如きは以ての外の暴論だ。殊に貴族院そのもの、一角に斯の説の唱へらるゝに於て然りである。

貴族院の改革は國家的問題である。我々國民に取つて利害休戚の關する所實に大なる問題である。衆議院議員選舉法の改正といふ國家的大問題が貴族院に於て論議せらるゝの妨なきが如く、貴族院の改革は毫も衆議院に於て取扱はるゝに不思議はない。己れの事は己れ獨りでやるといふ割據的抗辨は、寧ろ公器を私するの甚しきものと謂はざるを得ぬ。

人或は曰ふ、貴族院令は貴族院の議決を経ずしては改正増補することが出來



ない、之に依て貴族院制度の改革に衆議院の容喙を許さざる憲法を精神を覗ふことが出来やうと。敢て問ふ、兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなしとの憲法第五十三條の規定は、議員逮捕の獨占權を夫れ〱の議院に附與し全然司直の府の容喙を許さざるの趣旨なりやと。論理の濫用も茲に至て極れりといふべしだ。

(十三の八)

### 預金部の鮮銀融資

先達の議會で暴露した預金部の鮮銀融資ほど近頃不都合極まる怪事はない。預金部の資金融通に付ては從來とても多大の疑惑を向けられて居たが、議會に於ける言明通り、四五兩月に壹千萬圓宛更に六月十一日の親任式當日別に又一

舉參千萬圓を貸し下げたとすれば、吾人は勝田前藏相を國民の公敵とする一部の國論を無下に斥くるの勇氣はない。繰言ながらことわつておく、預金部の融資は全く大藏大臣一個の考でどうにでもなるものだ。

國民よ、奮つてこの隠れたる積弊より我が國家を救へ!!!

(十三の八)

### 滿鐵機密費の恠聞

滿鐵總裁の機密費が創立以來三十萬圓であつたのを川村前社長が急に之を八十萬圓に増加したことが問題となつて居る。八月半ばの新聞に依ると、滿洲視察に往つた政友會所屬代議士坂井大輔氏は、之を『選舉の費用に使つたといふは動かし難い事實だ』と云つて居るし、前關東廳の警務局長であつた中山佐之助氏も、『機密費を何に使用しようとするかは川村社長の勝手で法律的に責任を問



はれることはない。選舉費用に使つたとしてもそれは徳義上の問題で、そのために川村社長は辭任をしたのだから少しも問題ぢやない」と云ひ、暗に選舉の爲に支出したことを肯定して居る。機密費の増額に付てはそれ〱法規上の手續を経て居るから之には問題がないとしても、之を何に使つたとて構はないといふは驚くべき暴論だ。法律上第三者から責めることは出来ぬとしても、其實の一端が暴露した以上、之は慥に政治道德上の一醜聞たるに間違はない。之に依て私達は、從來の多數黨が政權を濫用して腹心の者を特殊會社の首腦部に据ゑ、選舉の際などあんな風にして不正を働いたのだらうとの一つの活きた實例を見せ付けられる。其後の報道に依れば朝鮮の方にも同じ様な醜怪な事實があるとやら。濱田拓殖局長官の樺太視察談も之と併せて考ふるの必要がある様に思ふ。斯かる例が現内閣の下にポツ〱あばかるゝなら、夫れだけでも現内閣に存在の理由がある。若し夫れ中山前警務局長とやらが、法規上の無責任と

併せて、川村社長の辭任と共に徳義上の責任も亦完全に解除されたと説けるに至ては、法規の禁令にさへ牴觸せずば何をしても構はないとする最も低劣輕薄な明治官僚型の好代表の言として、永く之を記録に留むるの價値がある。

### 選舉法の改正

選舉法の改正につき政府與黨間に略ぼ纏つた成案が出来たらしい。政府案にしても三派案にしても大體のところは同一であつたから、吾々に取つては何れに落ち着いても大差はないのだが、實際問題としては各方面の行掛りだの面目だのといふことがあつて事實上の協定がついたと聞くまでは安心が出来ない。昨今協定成立の報を耳にして實は始めて愈近き將來に於ける改正の實現を期待



し得ることゝなつたのである。

選挙法改正の眼目は三つある。一は権利の擴張である。選挙権のみならず被選挙権まで擴げられたことは至當の處置である。只官吏被選挙権に就ては、之に關する根本の論點が選挙競争並に議員兼任が官吏としての職務と兩立するや否やに在るを忘れて、或は絶對に之を許さずとか或は當選の上辭職すればいゝではないかとか、ぎこちなき決定を見んとするのは聊か物足らぬ感がする。二は選挙區及之に關連する比例代表採否の問題である。比例代表はもう少し研究して見るといふことになつたらしく、選挙區は所謂中選挙區に改めるといふに略ぼ一致したやうだ。之等は理論上の判斷に倚るよりも寧ろ實際上の便否を大に斟酌すべき問題で、従ていろゝの方法を實驗して見る必要がある。此意味に於て右の決定は蓋し機宜を得たるものと謂てよからう。三は方法に關する諸問題である。期日短縮の要求、之もいゝ。從來のは餘り長かつた。官廳側の準

備とか民間に於ける候補者の物色決定とかに必要な日數以上に間隔を置くは寧ろ弊害の因を爲す。戸別訪問の禁はいゝが保證金は高きに失すると思ふ。選挙費用の最高限の高過ぎることも論はないが、其の細目の公表を強制せざるに至ては龍を畫いて睛を點せざるの嫌がある。要するに之等の條項の目指す所は、選挙競争をして黄金や情實やの跋扈する所たらしめず、一に才徳の活躍する所たらしめんとするに在る。隣りの人が風引いて襟卷をしたからとて自分も熱さを休えて襟卷をする必要はない。英國邊でうるはしい効果を收めた規則に倣ふは結構だが、只之と共に其の根本の趣旨をも併せ取るを忘れざらんことを望まざるを得ない。

### 宇垣陸相の軍縮に就て



宇垣陸相の軍制改革案の四個師團減縮を、軍部巨頭會議も大體承認したと云ふ報道が傳はると、此前山梨前陸相が國防の缺陷を名として絶対に縮少に反對した言葉尻を捉へ、其の前後矛盾の事實に基いて軍務當局の確乎たる定見の有無を疑ひ、依て以て更に縮少の餘地あるべきを説く者がある。更に縮少の餘地あるだらうとは何人も考ふる所であらうが、之を新舊陸相の言明の相違に託<sup>かこ</sup>つけるのは宜しくない。而して吾人は本問題を離れて、一般に前任者がどう云つたの又同一大臣が昔どう云つたのと過去の聲明に重大な政治的責任を問ふのを一種のわるい癖だと考へて居る。勿論、政治家は過去の聲明に對して全然何等の責任を負はなくとも可いと云ふのではない。が、政治家の仕事は學者などのやうに眞理の探究を事とするものではない。學者の確信でさへ時に依ては變り得る。況んや政治の如き内外の狀勢に左右されて常に適當な新方策を發見するを必要とするものに於てをや。要は今日の聲明が十分の誠意と省察との上にな

されたものか如何にかゝる。輕卒に提案せられたものに對してこそ、過去の聲明と比較して猶一層の反省を促す必要はあれ。然らざる限り、目前の提案は専ら眞に必要にして適當なものか如何に依て議論を戦はすべく、過去の間違つた判斷の言責を追究して、現在の正しき進行を些しでも阻止してはいけない。我國では兎角あまりに過去の言責を問ひたがる。言を二三にせざることに依て僅に上司の威嚴を保ちし封建時代ならイザ知らず、今日の世となつては、善を見れば直に之に移り、故なく末節に拘泥して公けの利益を犠牲にしてはならないのである。實際の政略論としても、さうした風が流行ると、文句を云はれるのが面倒だとして、折角の妙案も云はずに置けといふことになるの恐れがある。現に一部の人は宇垣陸相の四個師團減少を以て藪蛇だと責めて居ると云ふではないか。ひとり軍制の問題には限らない、一般に過去の言責を八釜しく言ひ過ぐるのは、却て進歩阻害の原因たることあるを知らなくてはならぬ。(十三の十)



## 朝鮮の問題

此頃の問題で吾人の最も憂慮に堪えぬものは、支那紛亂の前途でもない、日米關係の險惡でもない、將た東京市政の紊亂でもない。近き將來の危惧さるゝ陰慘なる朝鮮の空模様である。少しく朝鮮の實情に通ずる者、果して今日の狀勢に甘じて晏如たることを得るか。

私は澤山の友達を朝鮮の官界に有つて居る。彼等の多くは内地に歸る度毎に私共を訪ねて呉れる。そして其の告ぐる所は殆んど一致して居る。曰く朝鮮の物情は案外に靜平だ。曰く朝鮮人の大多數には今の所日本の統治に不平を述べたり反抗したりするの氣概はないと。果ては朝鮮を見もせず東京邊で在留學生達の空論に聽いて勝手な對朝鮮意見を決められては困るなど、忠告めいたこと

をさへ云はれる。

之等の友人のうちには、赴任前私共から朝鮮に關する意見を徴し、向ふに往つたら行掛りや偏見やを脱して本當に朝鮮の爲に竭さうと、熱烈なる道念を擔うて出立した者も少くはない。然るに向ふに落ち付いて一年も立つと、大抵皆一種の型に自分の頭腦を鑄かためてしまふ。本人は意識しないかも知れぬが又それが本當の見識の積りで居るのかも知れぬが、私共の觀る所では、朝鮮の官吏には一種特有の型のあることを疑ふことが出來ぬ。

尤も役人をやめてから又は内地の他の役に轉じてから前の意見を翻えす人もないではない。矢ッ張り局外に立て見ると君達の見解が正しいやうだと大人しく折れて來るのである。併し之は極めて稀な例外だ。孰れにしても朝鮮の問題が朝鮮の役人に依てのみ解決さるゝといふことに、國民は今や一種の不安を感じてゐる。



そんなら朝鮮今日の状態は如何といふに、詳しく述ぶる迄もなく、毎日の新聞を注意して居れば一ト通りはわかる。就中私共の見逃してならぬ事は、本年度に於ける異常の凶作である。凶作だの豊作だのといふことは日本でもよくある。そこで朝鮮の凶作の事も、内地でも時々あることの様な程度のものに考へてしまふ嫌はあるが、事實そんなものではない。實をいふと平年に於てすら一般の鮮人は日本の凶作以上の苦痛を嘗めて居るのだ。それが本年度の様な凶作となると、本當に喰ふに一物もないといふ窮境に陥るのである。本年中はまだいゝとして、年もあけ二月三月と日を重ねたら何となる。統治の政略上からは無論だが、隣りの親類の死活にかゝはる人道問題として亦吾人の大に奮發を要する所ではあるまいか。

若し夫れ凶作に脅さるゝ極度の不景氣の結果内地留學の學生の廢學歸郷せる

の事實、從て所謂智識階級の人士が爲す事もなく各地に散在せるの事實や、米國方面に於ける一部青年の活動開始の事實やを併せ考ふる時、今や朝鮮の問題は事極めて重大である。而して之に備ふる最善の途は斷じて師團増設等の舉に非ることも、心ある讀者の諒とせらるゝ所であらう。

朝鮮人の衣食の爲に日本政府としてはこれ迄隨分力を盡してゐる筈だ。使つた金も莫大の額に上るだらう。夫にも拘らず朝鮮人の生活は年々歳々苦痛を増して行くのは如何いふ譯か。役人は押しなべて此事實を否定する。そんな筈はないと云ふ。而も事實は争へない。一昨年より昨年は苦しく、昨年より今年が更に辛い。彼等の現實の生活が斯く年と共にドン底に馳けて行くの事實は、我々國民の最も深き研究を遂げねばならぬ所ではあるまいか。



私の友人に朝鮮の某會社に勤むる者がある。彼の云ふ所に依ると、重役は一年の四分三を東京で暮し妻子眷屬をも東京に置き乍ら、莫大の俸給の外毎月何千といふ出張手當を取て居る。又或る重役は、昔官吏であつた頃は清廉の令名があつたが、此會社に天降つて數年、罷めて内地に歸る時は數十萬の私財を持ち去つたといふ。

もう一人の友達は曰ふ、會社員ならまだいゝ、大した位置の高くない役人の某氏は頻りに内地に金を送て地面を買て居る。又或る人は可なり巨額の金を株に換へたと。

私が斯んな例を列擧するのは、會社員なり官吏なりが不正の富を作つたといふ點に肅正の叫びを高うせうと云ふのではない。朝鮮生民の爲に將た朝鮮産業の開發のたけに向けられた金の如何に大きな部分が、色々の形に於て朝鮮から奪はれ内地に掠め取らるゝかの一例を示して、讀者の警戒を促さんが爲に外な

らぬ。東拓の資金が北海道の地面を擔保として政黨員に貸出されたとか、又は總督府の機密費が選舉費用に濫用されたとかの噂は、何れ丈信用していゝか分らぬが、之等の金が、直接の使途が何であれ、兎に角朝鮮で使はれ朝鮮といふ軀の血管に注射されて居つたなら、朝鮮は決して今日の様な營養不良の状態には陥らなかつたらう。

我々は色々の意味に於て朝鮮に對して悔むねばならぬ。

(十三の十一)

## 追記一

名古屋の岡本妻吉氏が東拓總裁久保田政周氏に對して提起せる訴訟に關し去年十二月十一日の時事新報の報ずる所に依ると、宮崎縣の多額納稅者たる日高榮三郎といふ人去年の四月中旬朝鮮咸鏡北道沿岸の漁業權を擔保として東拓か



ら九十萬圓借入の契約を結び三回に亘つて七十一萬九千圓を受取つたが、殘額の十八萬一千圓は宮尾前總裁の手から政友本黨に渡り選舉費用に充てられたといふ。選舉終了後右の金は日高氏の債務として記帳されたさうだけれども、實際の事情は右の通であるから、日高氏には會社に對して殘額請求の權利がある。そこで其中から自分の日高氏に對する債權額を拂て貰ひたいと云ふのが岡本氏の申立の大意である。法律問題として同氏の請求が成り立つかどうかは別問題として、爰に我々は當今の政黨が如何にして選舉費用を作るものかの一例を見せつけられたことを喜ぶものである。

(十四の二)

## 追記 二

十一月十四日の時事新報夕刊に次の如き記事が出た。その儘轉載して置く。東京地方裁判所吉松検事正は岩松次席検事と共に十三日夕刻小山検事總長を

訪ひ、三木検事長大審院小原検事等と密談を遂げ、さらに吉松検事正は司法省に立石刑事局長を訪ひ、形勢頗る緊張してゐたが、十四日午前十時前東洋拓殖總裁宮尾舜治氏を召喚、新館樓上において鈴木検事が嚴重取調べ中であるが、右はしばしば問題となつてゐた東洋拓殖會社のいはゆる九十萬圓不當貸付事件に關するもので、同事件は東京の土地ブローカー木村省吾外一名が一昨年三月北海道留萌で齋藤宗助外廿四名の地主から原野百八十町歩を十七萬圓に買收し、日高榮三郎の名義で卅五萬圓に登記し、さらに日高所有の朝鮮ブリ網の漁業權を添へ、東洋拓殖から九十萬圓を借出し、某政黨の選舉費用につき込んだもので、宮尾氏も同事件の關係者として責任を問はれるものらしく傳へられてゐる。

(十四の十一)



### 軍事教育案の爲に悲しむ

所謂軍事教育案は當局が何と強辯しやうと教育に對する軍閥の壓迫であることを今日もはや國民の誰もが疑はない。而して識者の大多數が之を苦々しき事に思つて居ることも言ふを待たない。

策士の多い軍閥が何で斯んな馬鹿なことをするのであらう。併し之に依て國民思想の悪化を豫防するのだと觀るは當らない。國民の思想的傾向が自分の欲する様にあれかしとは無論彼等の切願する所であらう。が、敢て進んで思想善導の任に當らうといふ程の自信を彼等が此方面に有て居ない事も明かだ。して見れば這次の提案に依て彼等の結局に於て達せんとする眞目的は、どうしても冗員の始末以外にないと謂はなければならぬ。師團減縮に因る將校下士の失業問

題に應ずるといふ外に本案提唱の理由を發見し得ないのである。

さうすると人或は曰ふだらう、そんな軽い理由の爲に教育といふ國家的大問題を左右するといふ事はマサカあるまいと。私共はそんな軽い理由の爲に教育の左右さるゝを憤慨するのであるが、之にも拘らず軍閥の人々が斯くまでして教育の大事を顧みないに就ては、彼等が本來將校下士の失職問題といふものを我々と同じ様に軽い事柄とは考へて居ないといふ事を識らなくてはならぬ。換言すれば、教育を犠牲にする丈けの重大な必要がそこに存すると信じて居る點に於て、彼等は私共と全然別種の見解を有することを識らなくてはならぬ。

今日の政治家が各種の政務の中國防といふものに格別不當の優越的地位を與へて居ることは屢々説いた。普通の政治家にして猶且然り。軍閥の人々が國防以外眼中何ものもなきは蓋し想像に餘りある。さて夫れ程國防を偏重する者に



取て今日何が一番氣になるかといへば、言ふまでもなく一朝事變あるの日訓練ある指揮者の乏しいことである。兵卒は或は短日月にして作り得る。將校下士の養成は一朝にして出來ない。然らば折角作つた者をムザ／＼棄て、顧みないといふは、不經濟の極であるばかりでなく、私かに他日の變を思ふとき實に怖い危険ではないか。加之、さらでだに近年頻に叫ばれる、軍縮の聲におびえてにや昨今は將校下士の志願者も著しく減つたといふ。今度の軍縮で復た若し失職者の始末を疎にすることあらん乎、そは國家に取つて大損失たるのみならず兼て又大に士氣に關するのである。然らば之等の失職者に對して相當の方策を講じ、而も一朝有事の際直に引き揚げて之を戰場に送り得る様に謀るは、何を差し措ても爲さねばならぬ事ではないか。要するに斯んな考で軍閥の人は失職將校下士の最も適當な收容地として教育機關を選んだものに相違ない。之と併せて我々は、此前の軍縮の際にも下士を小學教員として使つて欲しい

との提案のあつたことを忘れてはならぬ。而して國防といへば何物を犠牲に供しても之れ丈は立てねばならぬと無條件にきめ込んで居る老政治家の多い事實に鑑み、民間輿論の反對烈しきに拘らず、此案の或は遂に實施を見るに至らんことを疑はぬものである。

私共は本來軍事教育そのものを無用とは思はない。尤も今日の文政當局者の様に之を純ら兵役年限短縮の前提とするが如きは甚しき妄計だと信じて居る。結果に於て自ら兵役年限の短縮を可能ならしむるに至るは勿論であり、從て本案の計畫にこの點を顧慮するは差支ないが、教育の見地からしては、軍事教育は徹頭徹尾之を國民としての必要なる一資格として授くるものでなければならぬ。而して國民必須科の一としてやる以上、之は普通の教師がやるべきもので、専門の技師に托すべきものではない。國民として知らねばならぬ程の事は教師



も必ず識て居なければならぬ筈だ。將校下士の力を藉らねば出来ぬ程の事なら、普通教育に於て始めから教へる必要はないのだ。實際問題としては、今日の教師に此方面の事をもつと切實に識らしむる爲に將校下士を煩すの必要はあらうが、彼等を招いて生徒に直接せしむるは斷じて無用有害だと確信する。

更にも一ツ本案の實施に付て憂ふるのは、之に因て新に年少國民の胸中に軍隊侮蔑の念を植え付けんことである。子供だからと一から十まで言ふことを聞くと限らない。殊に今日のマセた子供は屹度常識に乏しい將校下士を馬鹿にするにきまつて居る。況んや今日の將校下士の素養を以てしては、在來の體操教師以上の尊敬を生徒間に博するの見込決してなかるべきに於てをや。學校は營舎とは違ふ。少くとも當該教師の面前以外に於ては冷評漫罵は極度に自由である。之を思ふと、我國軍隊の威信は或は之に由て遂に拭ふ可からざる損傷を

受くることになるまいか。我々は寧ろ軍閥の名譽の爲に甚だ之を悲むものである。  
(十三の十二)

### 農村振興策

十一月十五日政友本黨では特別委員會を開いて農村振興策を協議したといふ。新聞の報ずる所に依るに、井上角五郎氏は之につき三項の急要事を力説した。(一)は農村負擔の輕減、(二)は米價調節策で、(三)は低利資金の供給である。農村疲弊の甚しいこと、之が振興をはかるの種々の意味に於て急要なることは、今更説くまでもなく、而して之が對策としては細目は兎もあれ其の大綱に於て井上氏所掲の三項に略ぼ盡くることも、亦絮説を要せざる所である。

併し我々國民として考へねばならぬことは、第一の農村負擔の輕減は、財政



の現状に根本的改革を加ふることなしに些しでも之を實現するの見込あるかといふ點である。尤も負擔の過重は獨り農業にのみ限つたことではない。孰れにしても國民の實力に不相應の負擔を課せられては、到底今日の國際場裡に馳驅して後れを取らざる丈の元氣ある國民を作ることは出來ない。此點を顧慮して政治家は從來事毎に負擔の輕減を頻りに叫んでは居る。併し未だ一人として負擔の過重を促せる根本原因に深刻な査閲を試みたものを聞かぬ。我々は空疎なる輕減論と実績の伴はぬ姑息的輕減とは飽きた。モット根本的な原因にまで遡つて眞に民力を涵養すべき大策を與り聽かんことを切に冀ふものである。

第二の米價調節に付ても慎重なる注意を乞はねばならぬ點がある。元來米のやうな國民一般の必需品は、出来る丈廉價な方がいゝ。之が安過ぎると、農民が困ることの結果間接に國民も困るのだが、之が高過ぎるが爲に國民全體が大に難儀するのに比べると、そは固よりいふに足らぬ。吾國では、安かるべき米

を相當に高くしておかねばならぬといふ所に根本的の矛盾がある。故に何よりも第一に慎まねばならぬのは、之れ以下に下つては困ると云ふ所謂最低標準米價を人爲的に高める原因を作らぬことである。此點より觀ても農村負擔の輕減は一層其の必要を叫ばねばならぬ。其の上でも猶ほ困難は殘る。之等の點の根本的調査研究の今後益々盛にならんことを望まざるを得ない。

第三の低利資金の供給は、今後も出来る丈潤澤ならしむべきものであらうが、之等の資金は、眞に農業の實際經營者の手に交附され、眞に農事の改良副業の獎勵等に使消されたりや否やを監視することが、一層必要である。低利資金が農村に貸し出さるゝまでには、如何なる人の周旋が其間に介入し、其の幾部分が之等の人の手に割取され、更にまた借受けたる農業界に於ても所謂有志家なる者が之等の資金を實際如何に使用するかを思ふ時、吾人は丁度下痢患者が何を喰ても皆排泄してしまふが如く、農村は徒らに大金の供給を受けたるの名義



を存して、其實甚しき貧血状態に沈淪するものあるを悲まざるを得ない。此の悪弊が一掃されない以上は、如何に低利資金を増しても駄目だ。(十三の十二)

### 政論解決の主役は誰か

最近の政界に於て一番男をあげたものは何と云ても仙石鐵道大臣である。豫定線の新建設の爲にモット金を出せといふ有力なる一部與黨の猛烈な要求に對し、現在の様な缺點だらけの鐵道を其儘にして無用不急の擴張をやつて何になると、鐵相頑として聽かぬ。新聞の上で見ると、彼れの傲岸不屈は遂に黨人の激怒をそつて遂に政界の大波瀾を捲き起すべく見へた。今や無事に治つて先づは仕合せ。我々に取つては晴れとならうが雨とならうが其邊はどうでもいゝが、仙石鐵相の飽くまで専門家の良心に忠實にして常に國家的利害を専念し、如

何なる壓迫にも屈せなかつたあの男らしい態度には全く感謝するの外はない。

鐵相を賞めあげることの當然の結果は、彼と戦つた政黨の諸君を無條件に非議することになる。然り冷靜に考へれば、今日の鐵道は仙石氏の主張するが如く、改良に全力を注ぐべく不急の新線を引き伸ばすべき場合ではない。之を新建設の主張に盲從せしめやうとするのは、専ら黨略に出づるものなること何人も疑はない。從て政黨の諸氏は此點に關し黨利の爲に國益を忘るゝものと難せられても一言辯解の辭もなからうと思ふ。だから我々評論家の問題としては、鐵相が正しい、政黨がわるいと云つた丈で問題は決する次第なのである。

併し實際政治の問題としては之ではまだ解決はつかぬ。現に悪いときまつても政黨の諸君はなか／＼鐵相の主張に屈し得ぬではないか。之を單に黨界の人々の頑迷不靈にのみ歸してはいかぬ。悪いと識つても容易に悔め得ぬといふ事



情の固定して居る所を見てやらねばならぬ。事情の固定といふは例へば酒精中毒のやうなもので、理論上飲酒は悪いと決つても人に依ては此場合俄に之を禁じ難いといふ斟酌を必要とする。政界にはとかく斯うした事情の固定といふものがある。之を念頭に置かなくては、政治問題の實際的解決にはならぬ。政治問題の實際解決は、いはゞ處方箋の様なものだ。肺病治療の方法は理論上さまつて居ても、實際の處方箋は當該病人の現實の様態に従て大に斟酌されねばならぬ如く、理論を一本調子に貫くことが決して政界疏通の唯一の道ではないのだ。我國には情實一點張りの政論はある。又純理一點張りの政論もある。けれども理論と實際とを巧みに調和し社會の本當の改善進歩を促す底の謂はゞ名醫の處方箋に比すべき實際的政論は餘り見ない。

斯う云ふ着眼點から観ると、一部の與黨殊に政友會が鐵道問題を八釜しく主

張して譲らなかつたのには無理もない點があると謂はねばならぬ。そは彼等は從來地方的利益の提供を以て民間の歡心を買ひ、之を殆んど唯一の基礎として地盤を築き其勢力を作つたからである。而して彼等が提供を約せる地方的利益の最も主なるものが即ち鐵道枝線の建設であることはいふまでもない。之が我國在來の最大政弊の一たることは私の多年主張し來つた所であるが、併し之を政黨者流に向つて俄に棄てよと迫るの無理なるは、丁度金持に向つて、お前の富の原因は搾取主義的經濟組織に在つたのだから、今すぐ皆之を吐き出せと云ふに同じい。今茲には詳説を略するが、私は從來政黨の地盤政策を攻撃する毎に、之が廓清は政黨其者の反省に待つことは出來ぬ、必ずや國民の自覺にたのみ以外のないと説き來つたのであるが、今問題となつて居る鐵道問題に付ても本當の解決は實は國民の自奮興起の外にはないのである。

思ふに政黨は、夫れどゝの地方に於て、自分等が天下を取つたら此の地方に



鐵道を敷いてやるなど、約束したのであらう。地方民はまた此の約束に釣られて投票したのであらう。夫にも拘らず若しこの公約が遂げられなかつたとしたら、彼等の失望や察するに餘りある。單にそれ斗りではない。茲にもし反對の巧妙な陰謀でも行はれると彼等は全然其の地盤を覆えさるゝかも知れぬ。斯くして鐵道敷設の公約といふものは、政黨に取つては實に死活の大問題なのである。さればこそ理を非に枉げても鐵相を屈せしめやうとしたのではないか。事の善い惡いを論ずるは野暮の骨頂、政界の實際に通ずる者は、今更理義に拘泥して政黨の言ひ分を拒斥し得ざる位の情誼は先刻御承知の筈である。そこで所謂實際政治家は、一方には鐵相の分りの悪い頑固を嘲笑しつゝ、他方ひそかに一種の妥協案を捻出せんと腐心する。斯くして常に眞の國利國益は右の一角を削られ左の一端を殺がれたりして結局形なしにさるゝのが例だ。今度に限り仙石鐵相に依て少しでも這の不當の侵蝕を少からしめ得たのは、私共のひそかに

満足に思ふ所である。

さて此問題は結局どう解決がついたか。政黨側大に屈して鐵相の言分の半ば以上通つたのは喜ぶべきだが、併し要するに一種の妥協に過ぎずして、政界の疏通は之に由て更について居ない。ツマリ今の政治家には之れ以上の智慧は出ないのだ。若し之が憲政の訓練の行届いて居る先進國であつたらどう取扱はれたであらう。讀者は勿論此點にも多くの興味を有たるゝに相違ない。

私の觀る所では、之が先進國の事であつたら、恐らく鐵道新設の問題となつて居る地方に在て、眞に覺醒した青年の一團が奮起したであらうと思ふ。財政が許すなら勿論新線を布設して貰ひたい、許さぬなら、國家全體の利益のために暫く不便を忍ぶことにしやう、公約を楯に取つて強て遂行を迫らぬ、と政黨者流の安心を促したに相違ない。地主などのうちには地價の騰貴を豫想して公



約の遂行を迫るものもあらうが、恐らく青年の一味は之等の利己的主張を粉粹するに餘力を残さぬであらう。斯うなると政黨も安心して鐵相の正當なる主張に同意が出来る。誰も苦まなくて國利國益が完全に保護さるゝことになる。而して斯の如きはどうしても民間の自發的行動に發源して來なければならぬは言ふまでもない。

所が事實我國では斯う云つた運動が只の一ヶ處にでも起らないではないか。普選の將に施行されんとする今日甚だ心細い次第である。普選の施行が輿論政治の基礎を益々かためるものだなど、喜ぶ前に、識者は健全なる政論のもつと廣く民間に勃興する様更に一層の努力を捧ぐる必要がある。

(十四の一)

## 第二次加藤内閣の出現

政友會の脱退に依つて、再び加藤高明子を首班とする憲政會の單獨内閣が出來た。輿論の大勢は頗る之を歓迎するかに見える。成程加藤首相の地味な而も堂々たる態度、若槻濱口諸氏の誠實と聰明、之等はたしかに國民の信頼に値する。其の施設の内面的價值から云ても其の運用の實際的手腕から云ても、はた第一次内閣の成績から云ても、これ以上の内閣は當分誰人に頼ても作られさうにない。慾をいへば限りもないが、吾々は加藤内閣を有つことを先づ國民の爲に幸福と云ていゝ。

憲政會が一段と男振りをあげたに對し、最近の政變に於て餘りに見苦しき失態を演じたものは政友會である。總裁の更代にも一抹の陰翳の認められぬでないが、岡崎小川兩氏の脱退振りの醜さと、政本提携の俄騒ぎとは、如何に彼等が政權に飢え切つて居るかを雄辯に語るものでなくて何であらう。之に就て論ずべきこと多々あるが、世論も例外なく政友會を醜陋と斷ずるに一致して居る



やうだから、此上あらたまつて論ずるまでもなからう。たゞ世人のあまり氣付かぬ點では是非讀者の一顧を促したいことが一つある。それは外でもない。土俵際で見ん事憲政會をうツちやツた政友會の小手先の器用をば、見物も行司も共に之を認めんと欲せずして結局團扇を加藤子にあげたことである。吾人がいろ／＼の機會に於て常に力説を怠らぬ如く、政界進歩の徵證は専ら政爭の道義化に在る。政爭勝負の決が少しでも陰險惡辣な手段に因るを許すは、結果の如何にか、はらず、政界蠱毒のバチルスとして極力之を排斥せねばならぬと考ふる。此の意味に於て今回政友會に加へられた鐵錘は、策士一時の小過失などと輕視することなく、之を重要な憲政運用上の一先例として深く國民常識裡に印し置きたいと思ふ。

政友會の失態のため一層の光彩を添へた憲政會は、其後政務官の配置に研究會を誘つたことに依て思はず世間の非難を買はねばならぬ羽目に陥つた。政友

會と手を切り單獨内閣となつた點に多大の期待をかけた國民が、札付きの研究會との握手に依て裏切られたと感ずるのは無理もない。併し——敢て憲政會の爲に辯護の勞を取るのではないが——一概に之に由て憲政會を常道無視の公敵と斷じ去るのは亦あまりに早計の様でもある。

我國の政論界には自ら二派の傾向がある。一は純粹な理想的標準から現状を勝手に評論するもので、固より其說の實際に行はるべきや否やを意としない。二は興へられたる政界の實勢を基とし之を如何に運轉すべきやを説くもので、從て時に因循姑息な微溫的論議の觀を呈することもある。政治はもと白紙に字を書くやうなものではない。かの超越的政論は乞食に向つて完全な榮養を勸説するやうなものだ。實際的政論としては何處までも興へられた材料に拘泥するの外はないのである。斯んなことを念頭に置いて加藤内閣の貴族院操縦を觀たならば蓋しまた思半ばに過ぐるものがあらう。







心する譯には往かない。

解散忌避の傳統的信念 我國では由來解散を非常に怖がつて居る。議員の之を厭ふは尤もだが、政府もつとめて之を避けんとし、世人一般も之を不祥事視して疑はぬ趣がある。さればこそ政變の度毎に『解散の餘儀なきに到ては陛下の宸襟を惱し奉るの畏多し、出来る丈政局の安定を保持し得る者』をといふやうな事が、後任奏薦の任を辱うせる元老の周邊に物語られる。即ち我國に於て何人に大命を降すべきやを決する最要の標準たる所謂政局の安定とは、解散なしに内閣を持て行ける人といふ意味に外ならない。高橋内閣の後に加藤友三郎内閣が出来たり、憲政會の多年の唱道たる憲政常道論が屢中間内閣の出現に由て一蹴されたりしたのも、みな此の「政局の安定」が何よりの大事と認められた結果に外ならない。其の癖我國は可なり解散を頻發する方だが、それでも解散は成る丈避けやう又避けるのが正しいとする傳統的原則の儼存することは忘

れてはならない。

解散の本質 併し解散の本質から云うと、屢之を繰返すのが手數だといふ以外、何等之を避くべき理由はない筈である。固より面白半分に之を弄ばれては堪らない。原内閣が一度試みた様に黨勢擴張の目的に之を利用するが如きは確に一の罪惡である。が、普通に解散を必要とするは新に選舉民の判断を問ふ場合で、謂はゞ計算のやり直しともいふべき筋合のものである。正確を期する爲には、疑の起つた場合、計算は何度でもやり直さねばならぬ筋のものである。それ斗りではない。解散に伴ふ總選舉は、その理想的形態に於ては、選舉民の政治教育を高むる最も有効な機會でもある。故に純理論から云へば、必要に促さるゝ解散は何度でも繰返して結構な筈である。

何故解散を忌むか 所が我國に於て之が不祥事とされて居るのはどう云ふ譯か。是れ多辯を要せず解散も總選舉も理想通りに行はれないからである。總選







### 樞密院に對する期待と希望

樞密院議長に穂積陳重男を持て來たことは馬鹿に評判がいゝ。是れ穂積男の人格と經歷とに十分の信頼の置ける爲と又學界の長老として政派的臭味なき爲とに因ること勿論であるが、單に之ばかりではあるまい。世間はモ少し同男に期待する所がないだらうか。

世間が異口同音に穂積男を歓迎する所以は、一には確に前任者故濱尾子爵の議長振りの記憶にあると思ふ。故濱尾子が議長となつた時は、子が政界の長老ならざる點に於て又顧問官としての經歷が比較的長からざりしに於て、いさゝか貫祿の足らざるかに觀られた。然るに實際の議長振りを見ると、海千山千の幾多の先輩を前にしてどンドン所信に邁往し成績頗る敬服すべきものがあつ

た。濱尾議長以前の樞密院は時として過當の拘束を政府に加へ、甚しきは群小政客の暗中飛躍に動されて政變の到來を策せしことさへあると云はれて居る。夫れかあらぬか樞府改革を叫ぶものも實は決して尠くなかつた。此時に當り濱尾子の如き恪勤忠誠の君子を議長に迎へたのは、誠に樞府の不評を雪ぎ又政界全般の平安を資くるものであつた。而して世人は是れ實に濱尾子が學界の出身なるが爲となせしも、必しもさうでない。寧ろ子の小策に動されざる鈍重と其の所信に邁往する勇氣とに歸すべきであるまいか。學界の出身なること亦、政界の情偽に超越し冷靜公平理義に終始するの一因となすべきも、世人が濱尾子の後に穂積男を迎へて大によるこぶ所以のものは、寧ろ男も亦子の如く愚直と云はるゝまでに所信を執て屈せず部内の統轄に於て其宜しきを失はざるべきを期待するからであるまいか。吾人は切に積穂男の健在を祈るものである。



世間にはまた穂積男の人と爲り謙抑温厚なるに觀て、男の起用は樞府権限の事實上の縮少を意味すと説く者がある。穂積男に無用の波瀾を政界に捲き起すの妄勇なさは斷じて信ずるを得んも、特に政府の主張に對して弱かるべきを想像するは誤りであらう。吾人は穂積男の起用に於て毫も樞府権限の事實上の縮少を推定すべき理由を知らぬ。一體樞密院に限らず凡そ憲法上の機關に在ては、許されたる範圍に於てそれが十二分に権限を行使するのが制度本來の要求である。特に樞密院の場合に於て之を改むるの必要を見ない。斯く云ふと吾人を以て最近頻りに唱導さるゝ樞密院改革論に目を掩ふものなるかに觀る人もあらんが、最近の改革論は實は樞府の過當なる権限行使に激せられて起つたもので、若し最高諮詢機關たるの使命を忘れず、其の地位を利用して政界の波瀾を誘起する様のがなかつたら、恐らく改革論など叫ばれなかつたらうと思ふ。改革論とはいふも洗鍊すれば樞府と内閣との間に一新例を作れといふ問題にはな

る、必しも権限を縮少せよといふ問題にはならぬ。巡查は職權を濫用して無暗に人の頭を擲つてはいけない。けれども二三度この過誤を犯したからとて其職務執行上に制限を加へられても困る。濫用さへしなければ十分に職務に勉強して貰ひたいのである。樞密院に就ても同様だ。政府の稅政を糺すに於ては從來にも増して強くあつて欲しい。同時にまた樞府を政治的陰謀の具たらしめんとする運動に對抗しても思ひ切つて強くあつて欲しい。吾人はこゝに世上流布の俗説を排し、心ある者が決して樞府権限の縮少を念とするに非ず、其の濫用を憎むものなるを一言して置く。

議長問題には關係ないが、吾人が平素樞密院に就て慊らず思ふ點が一つある。それは樞密院は君主の最高顧問府たること固より云ふまでもないが、君主の諮詢に奉答すべき最高學徳の團體としては、同時にまた國民のものでなければなら







反對し種々の修正意見を出した。之が議事停滯の原因だといふ。今頃こんな有様では、到底近き將來に筋道の通つた労働組合法の制定さるゝ見込はなさうだ。

労働組合をして十分に其社會的機能を發揮せしめんが爲には、其の自然に生るるが如くにして生れしめることが必要だ。官廳で豫め型を示し其の型に合ふ様に役人の肝入りで作つたのでは、妙にみな魂が抜けてしまふ。既に存する此種のものに青年團がある。労働組合までを此式に墮落させられては困ると評する者もある。既に出來た者を保護助長し又自然の發達を透觀して適當な助成の途を講ずるのが組合法の使命だのに、幹事會の意見なるものは全然之に反し、從來發達の跡を無視するは勿論、實地とは離れた一定の要求に指導され、其指令に従て一定の型を與へ、凡ての組合をば一々之によらしめやうとするものらしい。是れ組合法の根本精神に反するもの、斯んな趣旨で作らるるのなら、寧ろない方がましだ。尤も修正意見なるものも、表面上は右の變な主張を徹頭徹尾通さうと

いふのではあるまい。流石に其處までの頑迷な態度は遠慮したものと見える。

して見ると結果は社會局の原案の肝要な點が右の趣旨で打壞されるといふことにならう。斯くして出來上つたのが吾人に與へられる組合法だと考へると甚だ心細い。斯ういふいささつの中に私は組合法の大難關を認めるものである。蓋し二つの相容れざる思想が機械的に妥協して出來た法律程厄介なものはない。手心次第で良くも悪くも適用され得るからである。

修正論の根本動機如何を進んで考へて見ると一層心細くなる。幹事會の修正意見を指導する根本要求は一體どこにあるか。少しく精細に之を探究して見ると二つの發源地があるやうだ。一つは國家の隆運を阻止せぬ爲には産業發展に些でもの障害を與へてはならず、而して労働者の擡頭は一時的にもせよ産業の發展に大なる支障を來すとの思想である。之れ資本家の利己的立場よりする勝手な意見にまで一部の政治家が迂つかり共鳴する所以である。モ一つは労働



者の團結的行動は本來決して歡ぶべきものでないとする思想である。勢已むを得ないから許す、許すにしても無茶なことをされては困るから、豫め法律を作つて其行動を制限する。本來結構なものではないのだから、出来る丈之を作るに不便なやうにする。中にも軍需品工場などは國家の立場から大切なところだからこゝでは組合は作らせぬといふのである。斯んな考は労働組合を遊廓か何かの様に本來無くもがなのものと認めるでなければ出て來ぬ思想である。組合運動がいゝもので國家も大に助長して然るべきものとするなら、差當り軍需品工場などでこそ最先に之を認めねばならぬではないか。斯んなところに謬見が可なり深く根ざして居ると私には思はれる。

労働組合の發達が産業の興隆を一時的にも阻止するものかどうか、國家全般の發達の上から好ましからぬものかどうかは、吾々讀書生には疾うの昔に解決された問題だ。今更書物の上で説き立てるもさまりが悪い。然るに之が實際立

法事業の途上に於て一大難關を爲すと聞いては、理論の世界と實際の世界との餘りに懸け離れてゐるに一驚を喫せざるを得ない。理論と實際との懸隔は何處の國でも免れない。併し我國は特異なる政治組織の結果として理義の徹底は格別遅い。さるにしても労働組合法審議の席に於ける右の如き状態は餘りにひどいと思ふ。況んや各官廳の若手の錚々を集めたる會合なりといふに於てをや。

(十四の十一)

## 地方長官公選論

公選論主張の理由 最近政界の一角に知事公選論が唱へられて居るといふ。

その利害得失は慎重なる攻究に値すること勿論だが、當の主張者のあぐる所の理由に至ては甚だ淺薄を極めて居る、曰く民意尊重の今日の時代最も人民に接



近せる府縣知事の公選は當然だと。民意の尊重すべき所以には一毫の疑もない。併し之と地方長官の公選とは何の拘はりもない。公選でなくッたッて民意尊重の趣旨は貫き得る

公選反對論の愚蒙 公選論に對して去る官界大官の反對説なるものも新聞に報道された。公選の主張は官吏任免に關する君主の大權を犯すものだ。例に依て舊式固陋の憲法論である。此の説の愚昧は今更詳説するまでもあるまい。只こゝには選舉に依て任命せらるゝ官吏の現に外にもあることを一言して置くにとどめる。

公選是非の判断の標準 元來公選論の是非は全然實際の結果に依て判断せらるべきものである。實際の結果如何に拘らず初めより公選を可とすといふ様な理窟は絶對にない。此點に關しては世上に相當誤解が多いやうだ。一言之を辯明するも無駄ではあるまい。

誤解の根本は民衆自ら直接政治に與るのが民主々義の本領だと考ふる點にある。民衆自ら政治に與るべきだから現實の執行者を仲間中から公選する。即ち府縣知事の如き最も公選たらざる可らずといふのだ。併し之は十八世紀から十九世紀にかけての民主々義に外ならぬ。當時は前代の貴族主義に抗し一切の權力を自家の掌裡に收めんことに急ぎ、一應萬事は自分で出來ると考へた。けれども實際の經驗を積むに従て、善良なる政治は矢張り特別の専門家に托するに依てのみ可能だといふことが明になつた。更に一步を進めて彼等は遂に斯う云ふ結論にまで到達した。政治に特別の専門家を要するのは今も昔も變りはない。昔は一部特權階級と専門家と結托して作れる組織のうちより善良なる政治は行はれ得ると考へたが、今は民衆と専門家との協同に成る組織より最良の政治の行はれることを知るに至つた。何れにしても民衆の要求や利害やを離れて善良なる政治は絶對にあり得ない。が、また民衆自身は如何にしてその要求その利害



を善良なる政治に具現すべきやを知らない。そこで政治は何處までも特別の専門家に托するを要するのだ。たゞその専門家は全然民衆を離れてしまつてはいけない。彼は常に民衆的組織の中に生育するのでなければならぬ。何となれば彼は斯くして民衆の要求や利害をよく善良なる政治に具現することが出来るから。斯う云ふ組織がうまく行はれるのを我々は民主主義の政治といふのである。即ち民衆自ら政治に與るのではない、民衆の要求や利害が十分に政治に現はれるといふのが眼目なのだ。斯く論ずれば、府縣會なども設けられある今日、知事の公選まで行かなければ民主主義が通らぬとする理窟のないことは明かであらう。

斯くいへばとて公選はわるいときまつた譯ではない。公選であらうが公選でなからうが、そは要するに民意尊重の近代的大勢には毫も關係はないのである。然らば公選の是非得失は如上の根本論から判断せらるべきものではなくして、

全然實際の見地より解決せらるべき問題であるといふことになる。

公選の實際の結果 然らば公選にしたら實際の結果はどうだらう。此點になると私は一言以て直截なる答辯を與ふるに苦まない。曰く極めてわるいと。其理由は頗る簡單だ。第一は地方行政に就いて民衆は、國政に於けると同じく、施政監督の實を握て居ぬ。彼等は依然府縣會議員等の操縦に甘んじて居る。故に所謂府縣知事の公選は、民意を重からしむる結果とならずして其實府縣會議員の專恣横暴を甚しからしむるに止まるだらう。第二に今日でも府縣知事は議員の我儘に苦しめられて居る。従つて府縣知事としての仕事の大部分は今や民衆の福利の増進よりも議員との空疎煩瑣な折衝の方に費されて居る。若し公選となつたら此弊更に一層甚しくなるだらう。斯くて今日の状況を基礎として論ずるに、公選論は百害ありて一利なしと私は信ずるものである。

公選論に伴ふ地方行政組織の改正 前述の如く私は知事公選論には反對だ。



併し假りに若し強て公選を實行するとなら、地方行政組織の上に次の様な改正を加へて貰ひたいと思ふ。此希望は現に公選長官を戴くの組織になつて居る市町村に對する吾人の改革意見とも觀られ得る。地方制度攻究に志ある諸君の特別なる考量を煩したい。

第一は地方行政機關をして國家の委任事務より大に解放せしむることである。公選任官の方法は特殊の才能の要求せらるゝ場所には不適當だ。府縣廳は地方自治機關たると共に又中央政府の出張所見たやうなものであるから、それ丈け其長官の公選を不適當とする理由に富むが、町村役場の如き基礎的自治機關に向て今日の制度は餘りに中央よりの委任事務が多過ぎる。だから役場は村の寄合相談所ではなくなつて、矢張り嚴めしい公けの役所といつた様なものになつてしまつた。是れ自治制の根本をみだるのみならず、首長を公選に採る制度とは絶對に兩立せぬものである。

第二に人を公選に採る以上その權限は極度に擴張せらるべきである。官選の長官なら議員をして常時監督せしむるに相當の理由もあるが、公選である以上は、一定の任期が即ち唯一の監督であつて、任期中は其の施設に絶對の自由を有せしむること亞米利加の如くすべきである。亞米利加は民衆的監督と専門智識とを最も巧に調和せる組織に富む國であるが、最近は市政を擧げて一定の期間之を一人のManagerに托した處さへあると聞く。こゝまで行かなくとも、責任ある首長に相當自由手腕を振ふ餘地を與へなくては業績の擧るものではない。公選論の實行に依て議員の専恣横行の甚しかるべきを憂ふる我國に於て此點最も參考として聽くの必要はあらう。